

第2回 道路計画合意形成研究会

議事次第

平成13年10月2日

10:00～12:00

於 国土交通省会議室

1. 開 会

2. 議 事

第1回研究会議事議事要旨確認

我が国の新たな道路計画プロセスを検討する上での論点

とその対応について

本研究会提言書の骨子について

3. 閉 会

道路計画合意形成研究会名簿

(座長)

磯部 力 東京都立大学法学部教授

(委員)

石田 東生 筑波大学社会工学系教授

小幡 純子 上智大学法学部教授

金本 良嗣 東京大学大学院経済研究科教授

越澤 明 北海道大学大学院工学研究科教授

第2回 道路計画合意形成研究会 配席図

平成13年10月2日(火)
於：国土交通省4F特別会議室

小 磯 越
幡 部 澤
委 座 委
員 長 員

石田委員

丹羽
課長補佐

桐越
道路環境調査室長

徳山
道路計画調整官

企谷 道大 道前
画 路 道路
課口 局石 経
長 長 済
川
調
査
室
長



(行政関係者・報道関係者 等)

配布資料

- 資料 - 1 第1回研究会議事要旨
- 資料 - 2 新たな道路計画決定プロセスの検討にあたっての論点
- 資料 - 3 新たな道路計画決定プロセスの検討にあたっての論点に対する考察
- 資料 - 4 道路計画合意形成研究会提言の骨子（案）
- 構想段階における新たな計画決定プロセスのあり方について -

- 参考資料 - 1 我が国の道路計画における合意形成事例
- 参考資料 - 2 我が国の道路種別計画決定フロー
- 参考資料 - 3 欧米各国の道路事業における計画決定プロセスとP I
プロセスの概要
- 参考資料 - 4 欧米における第三者的組織等の活動事例

第 1 回道路計画合意形成研究会 議事要旨

日 時：平成 13 年 9 月 14 日 10:00 ~ 12:00

場 所：日本道路協会会議室

出席者：磯部座長、石田委員、小幡委員、越沢委員

大石道路局長、横田高速国道課長、前川道路経済調査室長、徳山道路計画調整官、
丹羽課長補佐

研究会の公開・非公開について

- ・議事録をホームページで公開する場合はその前に委員が確認する。
- ・研究会なので熟度の低い資料でも出し、その場合は回収する。
- ・会議は、基本的には公開にさせていただき、カメラ撮りは冒頭部分のみとする。

研究会主旨（資料 1）について

- ・関係住民とあるが、個人の意味が強いので、法人等を含めていることを確認したい。

研究会の議論のフレームについて

- ・ヨーロッパだけでなく、アメリカについても学ぶべきことは多く、参考にすべき。
アメリカの事例についても整理を行っていききたい。
- ・代替案の検討の可能性がある構想段階時に合意形成を考えるのは重要である。
法的拘束力が働かないのが構想段階で、計画段階で拘束力の働く計画をつくる、という違いがある。ただし、欧州では国によって若干違う。その点についても、今回議論していただきたい。
- ・法改正も視野に入れるということだが、道路の場合、道路法を改正するかどうかは別として、
今より少し明確なシナリオを示すことは重要である。
プロセスを都市計画法に絡めていくか、個別法で対応するかという点は、これからの議論の中で考えていこうと思っている。
- ・研究会の成果は道路政策に反映していくのか、または社会基盤整備審議会道路部会に一度かけるのか。
法律改正や制度化の段階では審議会で取り上げることはあり得るが、研究会のご議論を受けてまずは運用したい。
- ・大都市圏の中ではむしろ長期未整備路線が都市再生の点からは非常に大きな問題である。
未整備区間等に新たなプロセスを適用していくことを想定している。外環（関越 - 東名間）については大臣も原点に返るとしており、構想段階からの経緯にかなり近いのではないかと思う。
- ・道路単独での議論は難しく、まちづくりとの関係を研究会でとりあげるか。
地域計画と道路計画との整合は行政の責任としてやらなければならない部分だと思う。
- ・ある程度のクラスの道路までは全て都市計画決定するというプロセスを踏む中で、P I、住民参加に踏み込むという考えか。

[まとめ]: 合意形成プロセスはあらゆる事業、さらにアセスメントや司法制度のあり方にも関わる。新しく行政システムをデザインし直すような、非常に大きな話になり得る。そのことを認識しつつも道路を対象にした、出来る範囲でのプロセスを研究会で打ち出していきたい。

- ・研究会では外環という具体的なモデルは念頭に置きつつも、白紙の計画を前提にした理想的なプロセスを考え、その上で長期未着手事業についても適用することを前提に検討する。計画段階はすでに都市計画法やアセス法の手続があるので、構想段階にある程度絞って議論していただきたい。

幹線道路事業における計画決定プロセスについて

- ・フランスでもドイツでも構想段階の上の段階があり、その上で、段階的な決定プロセスができている。パブリックアクセプタンスの成立条件が変わるとどうなるかという現状認識をきちんと整理する必要がある。
- ・この研究会で提言する日本のプロセスは外国の制度に即したものと位置づけるのか。日本の問題に即した改善のポイントを整理し、それは外国とも大幅に変わらないという位置づけか。日本において都市計画決定手続きでの経験、P I を試行してきた事例から日本流のプロセスを構成可能ではないか。欧州の考え方を参照し、国際的にも妥当な範囲であるとの確認をする。
- ・例えばフランスやイギリスのように第三者による委員会を設け、その責任で最終的な判断をだすというような制度を日本のプロセスに含めるか。例えばそのような幾つかのポイントに絞って議論するのが有意義なのではないか。
- ・欧州では何か拠り所があって構想段階でも色々な手法を考えているということは確かで、日本にも先行事例があるが、拠り所がなく行っているのが現状である。
- ・日本の場合は第三者を現実には入れてきたと思う。ただそれがあまり明示化されていない。
- ・国幹道と直轄国道とそれ以外の3つは日本では明確に分けた方がいいのではないかと。国幹道と直轄国道は国幹審の有無の違いだけで、ほぼ同じと考えて良い。地方道の場合は、プロセスの基本は同じで決定権者等が変わるのみである。
- ・県道や補助国道であっても、国は国の意志を実現するための補助金というシステムがある。道路管理体系は、あまりこだわらなくていいのではないかと。

(計画の見直しについて)

- ・途中で構想を撤回するというプロセスを用意した方がいいと思う。
- ・見直しの問題はこれから長期未整備、未着手路線に対しては大きな問題である。国の政策として必要性を前面に打ち出すべきか、そうした場合にP I が本来持っている柔軟性の担保も問題となる。

横浜の恩田元石川線の場合は代替案の中に作らないという選択肢を入れた。国の意志が入る国幹道に、止めるという選択肢が代替案として入れられるのかどうかということが問題である。

[まとめ]: 次の第二回でどんな議論をしていくか。例えば道路管理システムの違いに応じた手続き、制度とするか、それとも限定的なあるべき手続きを打ち出せば足りるか。どのように整理するかという問題がある。それから一旦できた構想計画を修正したり、場合によっては撤回したりする余地の問題がある。その点についてどう考えるのか。

次回研究会の論点について

「欧州との比較にもとづく我が国の道路事業における新たな計画決定プロセスのあり方」については、総論については構想段階の原理原則について、討論の対象や見直しの手続き等、各論については委員会の形式や人選などが挙げられる。

「当面の計画決定プロセスの提案」については、具体的に適用しながら、制度化する際のイメージを議論して頂きたい。

- ・第2回では研究会取りまとめ素案を出していただきたい。
- ・手続きイメージが我が国では根付いていない。準司法的な裁判に近いような手続きの機会を用意することも行政手続きの1つのあり方であると思う。

新たな道路計画決定プロセスの検討にあたっての論点

1 基本的な方針

構想段階についてどのように考えるのか。

構想段階において、行政が提案した計画について市民等の理解が得られず、やめる手続きを位置付けることについてどのように考えるか。

全ての事業について、新たな計画決定プロセスを適用するのか。

2 各論

1. 構想段階における計画決定内容

(1) 決定内容について

決定される具体的な項目は何か。

決定の効力は何か。

(2) 計画の決定権

計画を決定する権限は誰が有するのか。

(3) 決定にあたり留意すべき事項

計画決定にあたっての判断材料は何か。

2. P I プロセス

(1) P I プロセスの意義・役割

P I プロセスの意義は何か。

P I プロセスの透明性・客観性・公平さを担保するためには何が必要か。

P I プロセスの実施は誰が行うのか。

P I プロセスを法的に位置づけるのか。

(2) P I プロセスの内容

P I プロセスはどのようなステップで構成されるのか。

P I プロセスの実施期間はどれくらいとするのか。

(3) P I の対象者等について

P I の対象者等をどこまでとするのか。

地方公共団体はどのような立場として関わるのか。

(4) 第三者機関について

第三者機関の委員の構成はどうするか、また誰が任命するか。

3 当面の措置方針

新たな計画決定プロセスについて、当面どのように扱うつもりなのか。

新たな道路計画決定プロセスの検討にあたっての論点 に対する考察

1 基本的な方針

構想段階についてどのように考えるのか。

【提案】

- (イ) 各道路管理者が道路計画を決定する行為については、道路法及び高速自動車国道法等において位置付けられている。
- (ロ) この道路計画を決定するプロセスを構想段階と計画段階の2つに分けて考えることとし、構想段階は、行政と市民等が当該計画の必要性を確認し、幅広い選択肢の中から、候補となるルートを行政が絞り込む段階、計画段階は、当該計画による住民等の権利と公共の利益との調整を図り、事業実施の前提となる計画を行政が決定する段階とする。
- (ハ) 構想段階では、公益性からの検討を経て、次の計画段階における検討の原案（以後「計画原案」としる。）が決定されるものであり、住民等との個々の権利調整に関する検討を踏まえた計画が決定されるものではない。
- (ニ) なお、構想段階で決定される計画内容には、法的な拘束力はないものの、計画原案として足るものであるか、その妥当性については評価すべきである。

構想段階において、行政が提案した計画について市民等の理解が得られず、やめる手続きを位置付けることについてどのように考えるか。

【提案】

- (イ) 計画の必要性あるいは、行政が提示した計画案の妥当性について異論がある場合には、いずれの計画案も選択しないことを妨げるものではない。
- (ロ) しかしながら、上位計画（例えば、全国総合開発計画等）で定められている道路計画を、具体の路線計画の検討の中で廃止することは、取り扱う範囲を越えるものである。このため、計画の廃止に係る決定に当たっては、再度、上位計画に戻った議論を行うことが必要である。
- (ハ) このように、具体の路線計画の検討において、上位計画で定められている計画を廃止することはできないものの、行政が提示するいずれの計画案も選択しないという選択を妨げるものではないと解することにより、事実上、市民が合意できない案が、計画原案とならないように適用すべきである。
- (ニ) なお、行政は、計画を実施しない場合に生じ得る、デメリットあるいは残る課題について、市民等に説明し、その課題と対策の可能性についても明らかにすることが必要である。

全ての道路事業について、新たな計画決定プロセスを適用するのか。

【提案】

- (イ) 原則として、一定規模以上の道路事業のうち、環境に大きな影響を及ぼす恐れのある事業、市民生活に大きな影響を及ぼす恐れのある事業等、様々な利害が対立し、早い段階からの合意形成が必要な事業について適用する。
- (ロ) 当面は、全ての高規格幹線道路事業を対象に新たな計画決定プロセスを適用するが、特に、新たな計画決定プロセスを適用することが必要と認めた事業についてもこれを準用する。
- (ハ) また、都市計画決定がなされているものの、住民等の反対により事業化に至っていない大規模な事業であって、再度、合意形成が必要なものについても、これを適用する。

2 各論

1 . 構想段階における計画決定内容

(1) 決定内容について

決定される具体的な項目は何か。

【提案に当たっての判断材料】

(イ) 構想段階では、公益性からの検討を経て、次の計画段階における検討の原案が決定されるものであり、住民等との個々の権利調整に関する検討を踏まえた計画が決定されるものではない。

(ロ) 環境影響評価法の方法書においては、以下の内容が記載されている。

環境影響評価法の方法書における記載内容：

対象道路事業の種類、区域 (幅 1km、通例 1/50,000 図面)、延長、車線数、設計速度 等

(ハ) 国土開発幹線自動車道の基本計画においては以下の内容が定められている。

国土開発幹線自動車道の基本計画の内容：

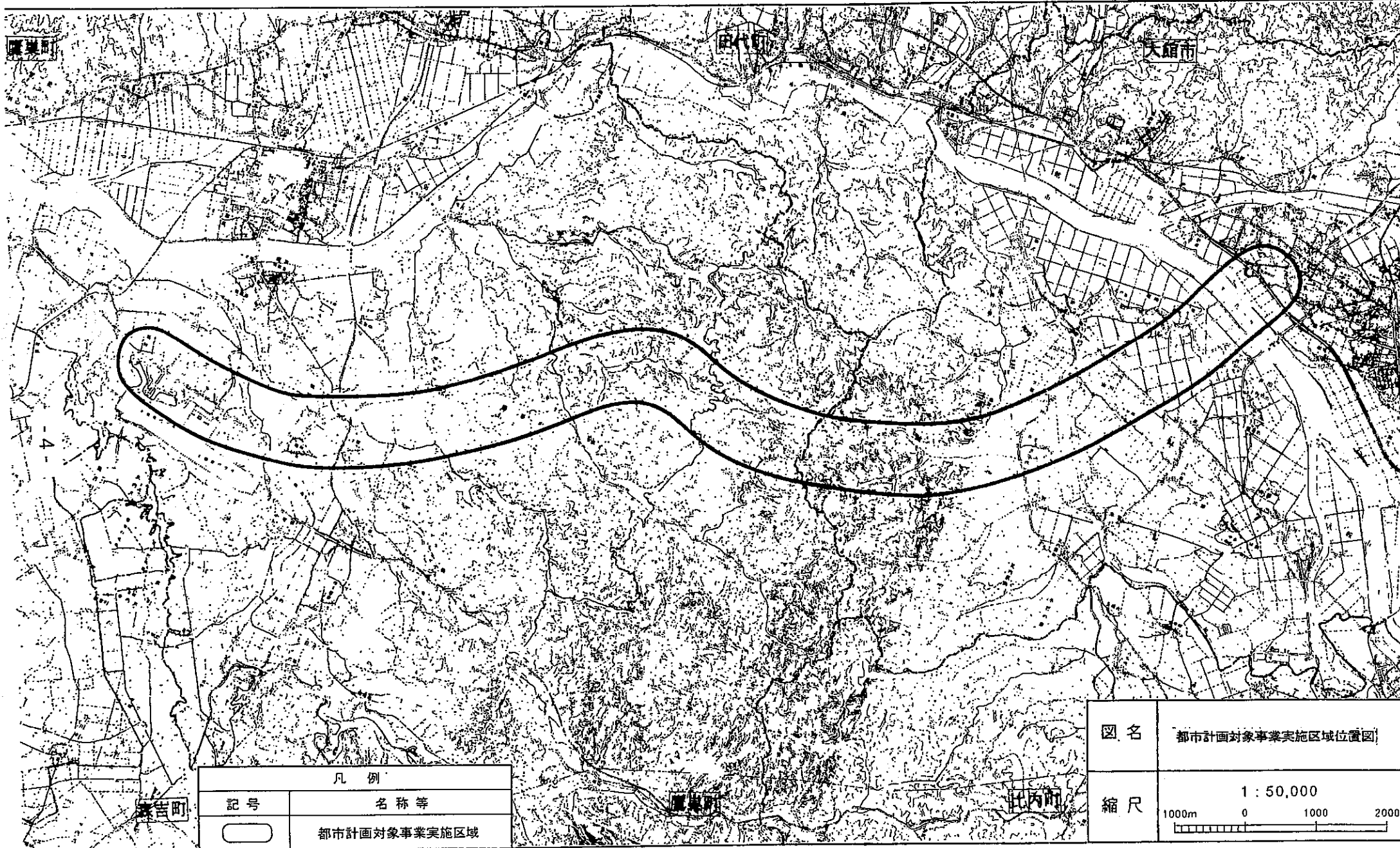
建設線の区間、建設線の主たる経由地、標準車線数、設計速度、道路等の連結地 等

(ニ) 欧米諸国の構想段階における計画決定内容は以下のとおりである。

	イギリス	フランス	ドイツ
決定内容	・構想ルート (約 1/10,000 図面) 等	・構想ルート帯 (幅 1km) (約 1/10,000 図面) 等	・構想ルート (通例 1/25,000 図面) 等

【提案】

- ・ 構想段階で決定すべき具体的な項目は以下のとおりである。
 - 起終点
 - 道路種別
 - 計画諸元 (車線数、設計速度等)
 - 構想ルート帯 (1/2万 5千 ~ 1/5万スケールで、幅 250m ~ 1 km 程度のルート帯)
 - 主な連結する道路
 - その他必要な事項 (道路構造等)



鹿角市

田代町


大館市

森吉町

鹿角市

比内町

凡例	
記号	名称等
○	都市計画対象事業実施区域

図名	都市計画対象事業実施区域位置図
縮尺	1 : 50,000 1000m 0 1000 2000 

決定の効力は何か。

【提案にあたっての判断材料】

(イ) 欧州諸国の構想段階において決定された計画の効力は以下のとおりである。

	イギリス	フランス	ドイツ
決定の効力	・ルートの両側 67m の開発規制が可能となる	・計画の必要性、計画原案とすることの妥当性に関し社会的な承認が得られる。 なお、私権を制限するような拘束力はない。	・計画の必要性、計画原案とすることの妥当性に関し社会的な承認が得られる。 なお、私権を制限するような拘束力はない。

【提案】

- (イ) 私権を制限するような法的な拘束力はないものとする。
- (ロ) 計画の必要性、計画原案とすることの妥当性に関し、社会的な承認が得られる。

(2) 計画の決定権

計画を決定する権限は誰が有するのか。

【提案にあたっての判断材料】

(イ) 道路管理者が道路計画を決定する行為については、道路法及び国土開発幹線自動車道建設法等において位置付けられている。

～道路法～
 第76条(報告の提出)
 道路管理者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県である場合にあっては国土交通大臣に、市町村である場合にあっては都道府県知事に報告しなければならない。

- 一 道路整備計画
(以下略)

～国土開発幹線自動車道建設法～
 第5条(建設線の基本計画)
 国土交通大臣は、高速自動車交通の需要の充足、国土の普遍的開発の地域的な重点指向その他国土開発幹線自動車道の効率的な建設をはかるため必要な事項を考慮し、国土開発幹線自動車道の予定路線のうち建設を開始すべき路線(以下「建設線」という)の建設に関する基本計画(以下「基本計画」という)を立案し、国土開発幹線自動車道建設会議の議を経て、これを決定しなければならない。
(以下略)

【提案】

(イ) 計画の決定権は、行政機関が有する。

(3) 決定にあたり留意すべき事項

計画決定にあたっての判断材料は何か。

【提案にあたっての判断材料】

(イ) 欧州諸国において構想段階の計画を決定するにあたり留意すべき事項は以下のとおりである。

	イギリス	フランス	ドイツ	日本(現在)
決定時 にあたり 留意 すべき 事項	計画の技術的な課題と解決策の検討結果 市民及び関係機関等の意見 道路担当部局の推奨案	計画の技術的課題と解決策の検討結果 計画が地域に与える影響 市民及び関係機関等の意見 各種意見の調整役である知事の推奨案	計画の技術的課題と解決策の検討結果 計画が地域に与える影響 計画に関する市(町村)議会の決議状況 関係機関との協議結果 道路担当部局の推奨案	計画案(代替案も含む)の以下の視点からの比較検討結果 ・建設費 ・想定される整備効果 ・地域開発との調和環境への影響 地方公共団体等の関係機関との調整結果 等

【提案】

(イ) 国及び地方公共団体の政策(長期計画等)との整合性

(ロ) 計画案(代替案も含む)の比較検討結果

- ・計画の技術的な課題と解決策の検討結果
- ・想定される整備効果、事業による影響とその対策(交通、環境、地域整備、経済等の観点から検討。なお、計画原案としての妥当性が、検証可能な程度の調査結果(例えば、文献調査の結果等)により分析)

(ハ) 市民の意見及び関係機関の見解

(イ)、(ロ)、(ハ)を総合的に評価し、判断する。

2. P I プロセス

(1) P I プロセスの意義・役割

P I プロセスの意義は何か。

【提案にあたっての判断材料】

- (イ) 欧米諸国では、構想段階、計画段階の各段階において、計画決定に至る手続きの中でP を実施している。
- (ロ) 我が国でも、計画段階においては、都市計画、環境アセスメントの手続きの中で実施している。
- (ハ) なお、他の事業(河川等)では、構想段階においても、学識経験者の意見聴取、公聴会の開催等による市民等の意見反映のための措置等が法令によって規定されている。

【提案】

- (イ) 計画決定までの手続きの透明性、客観性、公正さを確保するためには、計画の早い段階から、情報を公開し、計画案の必要性、妥当性等に関する市民、関係自治体等の意見を反映し、責任を分かち合うことが必要である。P プロセスはこのために必要不可欠な手続きである。

P I プロセスの透明性・客観性・公正さを担保するためには何が必要か。

【提案にあたっての判断材料】

- (イ) 計画段階においては、第三者として、都市計画法に基づき、学識経験者等からなる都市計画審議会を設け、この議を得るという手続きをとることで、透明性、客観性、公平さを担保しており、我が国ではすでにこの手続きが定着している。
- (ロ) フランスでは、学識経験者等による運営委員会が、行政機関の実施する公開討論会などの運営を支援し、プロセスの公正さを担保している。

【提案】

- (イ) P プロセスにおける、透明性、客観性、公正さを担保するためには、第三者による関与が有効である。
- (ロ) 第三者としては、我が国のP 実施事例、欧米諸国での実例等から、学識経験者等からなる委員会などの第三者機関が望ましい。
- (ハ) 第三者機関は、行政機関が計画を決定するに当たって配慮すべき市民等の意見等について、公正さを保つ観点から行政機関に代わって取りまとめ、行政が計画決定を行う際の基本方針(計画策定に当たり配慮すべき事項、方向性)等を行政機関に報告することができる。

P Iプロセスの実施は誰が行うのか。

【提案にあたっての判断材料】

- (イ) 計画段階でのPプロセスは、都市計画法に基づく手続きとして計画決定主体となる行政機関(都市計画部局)が実施している。
- (ロ) 欧米では、Pプロセスを行政機関が実施している。
- (ハ) 仏国では、客観性、透明性を確保する観点からPプロセスを第三者機関が支援しており、米国においても、Pプロセスの時間的な管理を行うため、第三者機関が支援している事例がある。

【提案】

- (イ) 第三者機関の支援のもとで、関係行政機関がPプロセスを実施する。

P Iプロセスを法的に位置づけるのか。

【提案にあたっての判断材料】

- (イ) 計画段階でのPプロセスは、都市計画法、環境影響評価法といった法令に位置付けられている。
- (ロ) 欧米においても法制度等において位置付けられている。
- (ハ) 行政機関において、Pを実施する根拠が必要である。

【提案】

- (イ) 将来的には、例えば国土開発幹線自動車道法または道路法の改正などにより、Pプロセスを法的に位置づけることが妥当である。

(2) P Iプロセスの内容

P Iプロセスはどのようなステップで構成されるのか。

【提案】

- (イ) 構想段階においても以下のステップで構成されるPプロセスを導入する。
 - 周知 :計画のたたき台(代替案を含む。)の提示と意見把握の実施についての周知
 - 意見把握 :市民等の意見を把握するための公聴会等の実施
 - 公表 :提出された意見等の内容について公表
 - 審議 :市民等の意見を踏まえ、計画の必要性、計画のたたき台(代替案を含む)等について審議
 - 報告 :市民等の意見をとりまとめ、行政が計画決定を行う際の基本方針(計画策定にあたり配慮すべき事項・方向性)等を行政機関へ報告
- (ロ) 意見把握の手法として、公聴会の開催、意見書の提出等の手続きを設ける。なお、計画されている道路の特性から、特に幅広い市民等の意見を把握する必要がある場合には、あわせてアンケート調査等を実施する。

PIプロセスの実施期間はどれくらいとするのか。

【提案に当たっての判断材料】

- (イ) 計画段階(都市計画決定手続き)においては、都市計画原案の提示(公告縦覧)から都市計画決定までに要する期間は、実績によれば、概ね1年(環境アセスメントを実施しない場合は概ね半年)程度である。
- (ロ) 我が国の構想段階における実例はまだ乏しいが、たたき台の提示から計画原案を決定するまでに要する期間は、Pの進め方等の検討に費やした期間を除くと、概ね1年程度である。
- (ハ) 欧州各国では、構想段階におけるPプロセスの実施期間は概ね4~5ヶ月である。

【提案】

- (イ) Pプロセスにおいても時間管理概念の導入は必要である。このため、実施期間の目安を定め、PIプロセスの時間的な管理を行い、効率性を高めることが必要である。
- (ロ) 現在の我が国の実施事例及び計画段階における実施期間等に照らし、導入の初期段階では、たたき台の提示から計画原案の決定までに要する期間は、半年~1年間を目安とする。
- (ハ) ただし、Pプロセスの諸制度の充実、経験の蓄積等により、手続きの迅速化を図り、ヨーロッパにおける実施期間(4~5ヶ月程度)に近づけることが望ましい。

(3) PIの対象者等について

PIの対象者等をどこまでとするのか。

【提案に当たっての判断材料】

- (イ) 欧米諸国においては、影響の及ぶ全ての市民や関係者を対象としている。
- (ロ) 広域的根幹的な道路事業の場合、その影響範囲の広さを踏まえると、特定の市民や団体に対象を限定する根拠を持ちにくい。

【提案】

- (イ) 計画沿線の市民、関係機関、関係団体を中心に、影響の及ぶ関係者の全てを対象とする。なお、計画されている道路の特性に応じ、さらに幅広い市民等の意見を把握することも必要である。

地方公共団体はどのような立場として関わるのか。

【提案に当たっての判断材料】

- (イ) 地方公共団体は、管轄する区域の住民等の福祉の増進を図る責務があることから、区域に関わる事業の計画について、その情報を住民等に伝えるとともに、当該事業が及ぼす影響を把握し、影響への対策について事業者と協議することが必要である。

【提案】

- (イ) 事業に関係する地方公共団体 (複数市町村にまたがる場合は都道府県、それ以外は市町村)は、地域の代表として事業者との間で協議・調整を行うとともに、管轄区域の住民等に対し、事業者と共同でPを実施する。

(4) 第三者機関について

第三者機関の委員の構成はどうか、また誰が任命するか。

【提案】

- (イ) 第三者機関は、原則として、中立的な立場にある学識経験者等で構成されることが妥当である。
- (ロ) 委員は、計画決定機関が選定の上、委任する。

3 当面の措置方針

新たな計画決定プロセスについて、当面どのように扱うつもりなのか。

【提案】

- (イ) 当面は、新たな計画決定プロセスを適用した取り組みの実例を積み重ねるとともに、それを効果的に進めるためのガイドライン（Pプロセスの各ステップにおける具体的手法も含む。）を作成し、これを公表すべきである。
- (ロ) その後、新たな計画決定プロセス及びガイドラインによる運用を積み重ね、将来的には、新たな計画決定プロセスを法令化することを目指すべきである。

道路計画合意形成研究会提言の骨子（案）

- 構想段階における新たな計画決定プロセスのあり方について -

目 次

- 1．新たな計画決定のプロセスのあり方を提言する目的
- 2．現在の我が国の計画決定プロセスに関する課題
- 3．欧米の道路事業における計画決定プロセスについて
 - (1) 計画決定プロセス
 - (2) P I プロセス
 - (3) 新たな計画決定プロセスの提案にあたっての欧米の制度に関する考え方
- 4．今後の計画決定プロセスに関する基本的な考え方
 - (1) 構想段階の位置づけの明確化
 - (2) 構想段階における P I プロセスの導入
 - (3) 構想段階における計画見直し手続きの明確化
- 5．構想段階における新たな計画決定プロセスの提案
 - (1) 構想段階における計画決定内容
 - (2) P I プロセス
 - (3) 新たな計画決定プロセスの適用事業
- 6．新たな計画決定プロセスの当面の運用方針

1 . 新たな計画決定プロセスのあり方を提言する目的

幹線道路等の広域的根幹的施設の計画は、関係する住民が多数にのぼり、価値観も多様化していることから、沿線住民の合意形成を図ることが困難であったり、長期間を要しているのが現状である。

これらの道路事業を含めた公共事業全般について、事業を円滑に進めるためには、関係住民、地元自治体の意向を十分に把握し、これを計画に反映するという、P I(Q(パブリック・インボルブメント)による合意形成を重視する必要がある。

Pの先進国である欧米諸国においては、全ての段階でPプロセスが導入・実施されているのに対し、我が国においては、計画段階では、法律に基づき導入されているものの、構想段階では、各事業主体の自主的な取り組みとして行われ、制度化されていないなど、未だ合意形成の方法が未熟であり、市民のこの問題に対する理解も十分とは言えない状況にある。

特に昨今の幹線道路事業については、計画段階・事業実施段階のみならず構想段階においてもPを実施し、透明性・客観性の高い合意形成プロセスを構築することが強く望まれているところである。

このような背景のもと、今後の幹線道路事業の構想段階における計画決定プロセスやPプロセスの内容等について具体的に整理・検討を行い、望ましい合意形成のプロセスを提言することを目的とする。

2 . 現在の我が国の計画決定プロセスに関する課題

道路の必要性に関する議論と個別具体的な利害に関する議論が段階的に分けて行われていないことから、本来であれば、個別具体的な利害に関する議論を行うべき計画段階において、計画の必要性に関する議論に遡るなど、議論に混乱が生じ、計画策定に長期間を要する事例がある。

現在の都市計画原案の前提となる計画素案は、行政内部で検討されたものであり、また、客観的な決定の根拠が明確化されていないことから、市民等の合意が得られない場合がある。

構想段階においては、計画決定の過程が公開されておらず、また、市民等の意見を反映するプロセスがないことから、その手続きが客観性、透明性に欠けるとの印象を市民等に与え、これが、円滑な合意形成を図る上で支障になっている。

3 . 欧米の道路事業における計画決定プロセスについて

(1) 計画決定プロセス

- (イ) 欧米の計画決定プロセスは、構想段階と計画段階の2段階で構成されている。構想段階とは、当該計画の必要性を行政と市民等で確認し、幅広い選択肢の中から候補となるルートを行政が絞り込む段階で、計画段階は、住民等の権利と公共の利益を調整し、行政が事業実施の前提となる計画を決定する段階である。
- (ロ) 構想段階・計画段階のいずれの段階においても、計画の技術的な検討結果と市民等の意見及び総合的な評価結果等が大臣等に報告され、大臣等がそれらをもとに計画を決定している。

(2) P I プロセス

P I プロセスの内容

- (イ) 構想段階、計画段階の決定に至る手続きの中でP Iを実施している。
- (ロ) 法令等により、発議から提案までの標準的なP I手続きと所要期間を規定し、これを公表している。

第三者等の支援によるP Iプロセスの客観性と透明性の向上

- (イ) P Iプロセスの客観性・透明性を確保するため、第三者機関等が、市民等の意見把握を行い、計画の可否等について、計画決定権者に提言するなどの役割を担っている。

(3) 新たな計画決定プロセスの提案にあたっての欧米の制度に対する考え方

- (イ) 欧米諸国の制度は、我が国における新たな計画決定プロセスを提案する上での参考となる。
- (ロ) しかしながら、欧米においても、法体系・行政システム・歴史・文化等により、それぞれ計画決定のプロセスが異なるため、欧米諸国の制度をそのまま我が国に当てはめることは適当ではない。

4. 今後の計画決定プロセスに関する基本的な考え方

(1) 構想段階の位置づけの明確化

- (イ)各道路管理者が道路計画を決定する行為については、道路法及び高速自動車国道法等において位置付けられている。
- (ロ)この道路計画を決定するプロセスを構想段階と計画段階の2つに分けて考えることとし、構想段階は、行政と市民等が当該計画の必要性を確認し、幅広い選択肢の中から、候補となるルートを行政が絞り込む段階、計画段階は、当該計画による住民等の権利と公共の利益との調整を図り、事業実施の前提となる計画を行政が決定する段階とする。
- (ハ)構想段階では、公益性からの検討を経て次の計画段階における検討の原案(以後、「計画原案」という)が決定されるものであり、住民等との個々の権利調整に関する検討を踏まえた、計画が決定されるものではない。
- (ニ)なお、構想段階で決定される計画内容には、法的な拘束力はないものの、計画原案として足るものであるか、その妥当性については評価すべきである。

(2) 構想段階におけるPIプロセスの導入

計画決定までの手続きの透明性、客観性、公正さを確保するためには、計画の早い段階から、情報を公開し、計画案の必要性、妥当性等に関する市民、関係自治体等の意見を把握し、合意形成を得る手続き(Pプロセス)を構想段階においても導入することが必要である。

(3) 構想段階における計画見直し手続きの明確化

- (イ)計画の必要性あるいは、行政が提示した計画案の妥当性について異論がある場合には、いずれの計画案も選択しないことを妨げるものではない。
- (ロ)しかしながら、上位計画(例えば、全国総合開発計画等)で定められている道路計画を、具体の路線計画の検討の中で廃止することは、取り扱う内容を越えるものである。このため、計画の廃止に係る決定にあたっては、再度、上位計画に戻った議論を行うことが必要である。
- (ハ)このように、具体の路線計画の検討において、上位計画で定められている計画を廃止することはできないものの、行政が提示するいずれの計画案も選択しないという選択を妨げるものではないと解することにより、事実上、市民が合意できない案が、計画原案とならないように適用すべきである。
- (ニ)なお、行政は、計画を実施しない場合に生じ得るデメリット、あるいは残る課題について、市民等に説明し、その課題と対策の可能性についても明らかにすることが必要である。

5 . 構想段階における新たな計画決定プロセスの提案

(1) 構想段階における計画決定内容

決定項目

構想段階で決定される計画の決定項目については以下のとおりである。

- 起終点
- 道路種別
- 計画諸元 (車線数、設計速度等)
- 構想ルート帯 (1/2万 5千 ~ 1/5万スケールで、幅250m ~ 1 km程度のルート帯)
- 主な連結する道路
- その他必要な事項 (道路構造等)

決定の効力

- (イ) 私権を制限するような法的な拘束力はないものとする。
- (ロ) 計画の必要性、計画原案とすることの妥当性に関し、社会的な承認が得られる。

決定権者

- (イ) 計画の決定権は、行政機関が有する。

決定にあたって考慮すべき事項

- (イ) 国及び地方公共団体の政策 (長期計画等)との整合性
- (ロ) 計画案 (代替案も含む。)の比較検討結果
 - ・ 計画の技術的な課題と解決策の検討結果
 - ・ 想定される整備効果、事業による影響とその対策 (交通、環境、地域整備、経済等の観点から検討。なお、計画原案としての妥当性が、検証可能な程度の調査結果 (例えば、文献調査の結果等)により分析)。
- (ハ) 市民の意見および関係機関の見解
- (イ)(ロ)(ハ)を総合的に評価し判断する。

(2) P I プロセス

Pプロセスの内容

a) Pプロセスのステップ構成

- (イ) 構想段階においても以下のステップで構成されるPプロセスを導入する。
 - 周知 : 計画のたたき台 (代替案を含む。)の提示と意見把握の実施についての周知
 - 意見把握 : 市民等の意見を把握するための公聴会等の実施

- 公表 提出された意見等の内容について公表
- 審議 市民等の意見を踏まえ、計画の必要性、計画のたたき台（代替案を含む）等について審議。その際、必要があれば、たたき台の修正、代替案の追加等を、行政機関に対し求める。
- 報告 市民等の意見をとりまとめ、行政が計画決定を行う際の基本方針（計画策定にあたり配慮すべき事項・方向性）等を行政機関へ報告

(ロ)意見把握の手法として、公聴会の開催、意見書の提出等の手続きを設ける。なお、計画されている道路事業の特性から、特に幅広い市民等の意見を把握する必要がある場合には、あわせてアンケート調査等を実施する。

b) Pプロセスの実施主体

(イ)第三者の支援のもとで、関係行政機関がPプロセスを実施する。ただし、Pプロセスの透明性、客観性、公正さを担保するための手法を導入することが必要である。

c) Pプロセスの実施期間

(イ)Pプロセスにおいても時間管理概念の導入は必要である。実施期間の目安を定め、PIプロセスの時間的な管理を行い、効率性を高めることが必要である。

(ロ)現在の我が国の実施事例及び計画段階における実施期間等に照らし、導入の初期段階では、たたき台の提示から計画原案の決定までに要する期間は、半年～1年間を目安とする。

(ハ)ただし、Pプロセスの諸制度の充実、経験の蓄積等により、手続きの迅速化を図り、ヨーロッパの実施期間(4～5ヶ月程度)に近づけることが望ましい。

d) Pの対象者等

(イ)計画沿線の市民、関係機関、関係団体を中心に、影響の及ぶ関係者の全てを対象とする。なお、計画されている道路事業の特性に応じ、さらに幅広い市民等の意見を把握することも必要である。

(ロ)なお、事業に関係する地方公共団体(複数市町村にまたがる場合は都道府県、それ以外は市町村)は、地域の代表として事業者との間で協議・調整を行うとともに、管轄区域の住民等に対し、事業者と共同でPを実施する立場である。

Pプロセスの運用に関する事項

a) Pプロセスの透明性、客観性、公正さを担保する手法

(イ)Pプロセスにおける、透明性、客観性、公正さを担保するためには、第三者の関与が有効である。

(ロ)第三者としては、我が国のP実施事例、欧米諸国での実例等から、学識経験者等からなる委員会などの第三者機関が望ましい。

b) 第三者機関

(イ)第三者機関は、Pプロセスの実施主体である行政機関を支援する。

(ロ)第三者機関は、行政機関が計画を決定するに当たって配慮すべき市民等の意見等について、公正さを保つ観点から行政機関に代わって取りまとめ、行政が計画決定を行う際の基本方針(計画策定にあたり配慮すべき事項、方向性)等を行政機関に報告することができる。

- (ハ)委員は、原則として、中立的な立場にある学識経験者等で構成されるべきである。
- (ニ)委員は、計画決定機関が選定の上、委任する。

(3) 新たな計画決定プロセスの適用事業

- (イ)原則として、一定規模以上の道路事業のうち、環境に大きな影響を及ぼす恐れのある事業、市民生活に大きな影響を及ぼす恐れのある事業等、様々な利害が対立し、早い段階からの合意形成が必要な事業について適用する。
- (ロ)当面は、全ての高規格幹線道路事業を対象に新たな計画決定プロセスを適用するが、特に、新たな計画決定プロセスを適用することが必要と認めた事業についてもこれを準用する。
- (ハ)また、都市計画決定がなされているものの、住民等の反対により事業化に至っていない大規模な事業であって、再度、合意形成が必要なものについても、これを適用する。

6 . 新たな計画決定プロセスの当面の運用方針

当面は、新たな計画決定プロセスを適用した取り組みの実例を積み重ねるとともに、それを効果的に進めるためのガイドライン（PIプロセスの各ステップにおける具体的手法も含む。）を作成し、これを公表すべきである。

その後、新たな計画決定プロセス及びガイドラインによる運用を積み重ね、将来的には、新たな計画決定プロセスを法的に位置付けることを目指すべきである。

R47余目酒田道路(13.0km)
・自治会代表者会、シポジウム(合意形成フォーラム)、FM放送、ニュースレター、ホームページ、リーフレット等
・整備の必要性、基本ルート(の検討)道路構造、IC位置の検討(H13予定)

R8加賀道路(6.4km)
・全体懇談会、地域懇談会、ニュースレター、アンケート調査等
・必要性、ルート代替案・構造等の検討

R9玉湯改良(2.8km)
・委員会、地元説明会、アンケート調査、委員会だより発行等
・必要性、ルート・構造案の比較

R16千葉柏道路(27.0km)
・協議会、地元説明会、ニュースレター、アンケート調査、ホームページ、リーフレット等
・PIの進め方、必要性、ルート、構造等について検討

【凡例】
上段：主たるPI手法
下段：主たる検討内容
予定のものを含む

我が国の道路計画における合意形成事例

道路名	国道47号余目酒田道路	国道16号千葉柏道路	国道 8号加賀道路	国道 9号玉湯道路
段 階	構想段階	構想段階	構想段階	構想段階
場所 (市区町村)	山形県酒田市、余目町、平田町	千葉県我孫子市、野田市、柏市、沼南町	石川県加賀市	島根県八束郡玉湯町
計画延長	約 13 km	約 27km	約 6 km	約 3 km
事業概要	国道 7号の交通混雑緩和、沿道の各種開発計画等の支援、庄内空港 酒田港等、物流拠点とのアクセス性向上等を目的とした地域高規格道路	国道16号の抜本的な渋滞対策として計画された、千葉県野田市～沼南町に至る27kmのバイパス	国道 8号の渋滞緩和及び沿線の活性化を目的とした現道 4車線拡幅事業	国道 9号の渋滞解消、交通安全確保を目的としたバイパス
Pの実施理由 (経緯)	商業店舗等が多数存在する市街地を通過することから、円滑な事業の執行を図るため、構想段階からのP方式を導入	自然公園や住宅密集地周辺を通過し合意形成に時間がかかることが想定されたことから、計画に対する円滑な合意形成を図るためにP方式を導入	平成 2年に現道拡幅案を提示するも、一部地域住民の理解が得られず頓挫。このため、ルート構造を見直しを含め、計画の進捗を図るためにP方式を導入	平成 3年に事業着手するも、一部住民の理解が得られなかったことから、早期整備に向け地元の合意形成を図るためP方式を導入
Pのコンテンツ (内容)	Pの進め方、必要性、基本ルート (H13予定)道路構造、工位置の検討	Pの進め方、必要性、ルート 構造等の検討	必要性、ルート代替案 構造等の比較検討	必要性、ルート構造案の比較検討
P実施主体	建設省 (現国土交通省)	建設省 (現国土交通省)	建設省 (現国土交通省) 加賀市 懇談会の座長は連合町会長	説明会は建設省 (現国土交通省) 委員会は地元代表者
実施期間	H12.7~ H13.3	H11.11~	H11.7~	H10.1~ H11.6
Pの進め方等の検討期間	H12.7~ H12.9	H11.11~ 13.3	H11.7~ H12.7	H10.1~ H10.6
第三者機関等	自治会代表者会	協議会	検討委員会	湯町まちづくり委員会 顧問会議
メンバー	自治会長、沿線関係者等	学識経験者6人、行政4人 地元代表(一般公募より市民委員選定委員会により選定)10人の計20人	学識経験者2人、行政3人、地区代表5人、利用者代表10人の計20人	湯町まちづくり委員会 地区代表 45名 + 玉湯町 顧問会議 学識経験者 1名、行政 6名の計 7名
意見聴取の方法	自治会代表者会 合意形成フォーラム ホームページ開設 電話及びFAXでの意見質問受付	説明会 関係市町よりなる検討委員会 ニュースレターによる任意のアンケート調査実施 ホームページ	全体懇談会 WS (考える会) 地域懇談会 アンケート調査実施	地元説明会 アンケート調査 湯町まちづくり委員会 自治会臨時総会報告 委員会報告

一般国道47号 余目酒田道路

地域高規格道路「余目酒田道路」については、商業店舗等が多数存在する酒田市街地を一部通過することなどから、今後の円滑な事業執行を図るため、計画段階から住民に情報を提供し、意見を道路計画に反映する仕組みを構築。

具体的には、基本ルートについて平成12年7月から平成13年3月までの間に、地区説明会やシンポジウムの開催、ニュースレター(全5回発行)の配布、ホームページ、電話、FAXによる意見募集など、これまで多くの方々の意見をいただき基本ルートを決定。

平成13年度は、都市計画手続きを踏まえ、道路構造及びIC位置などについて地区懇談会等を開催予定。

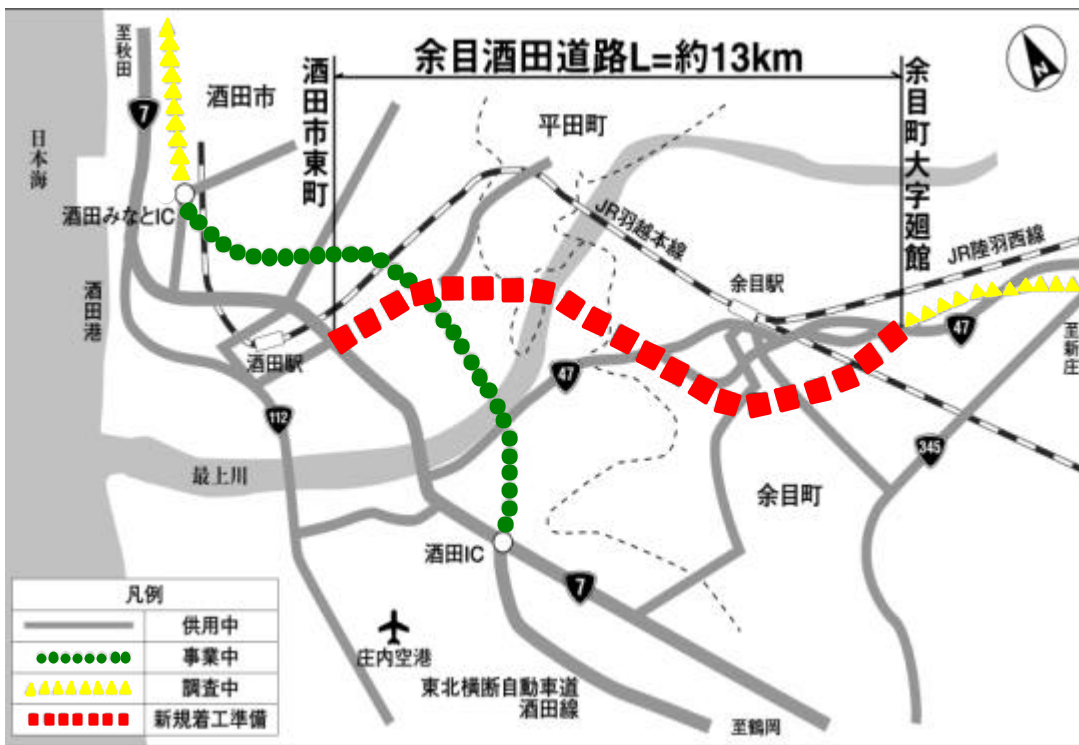
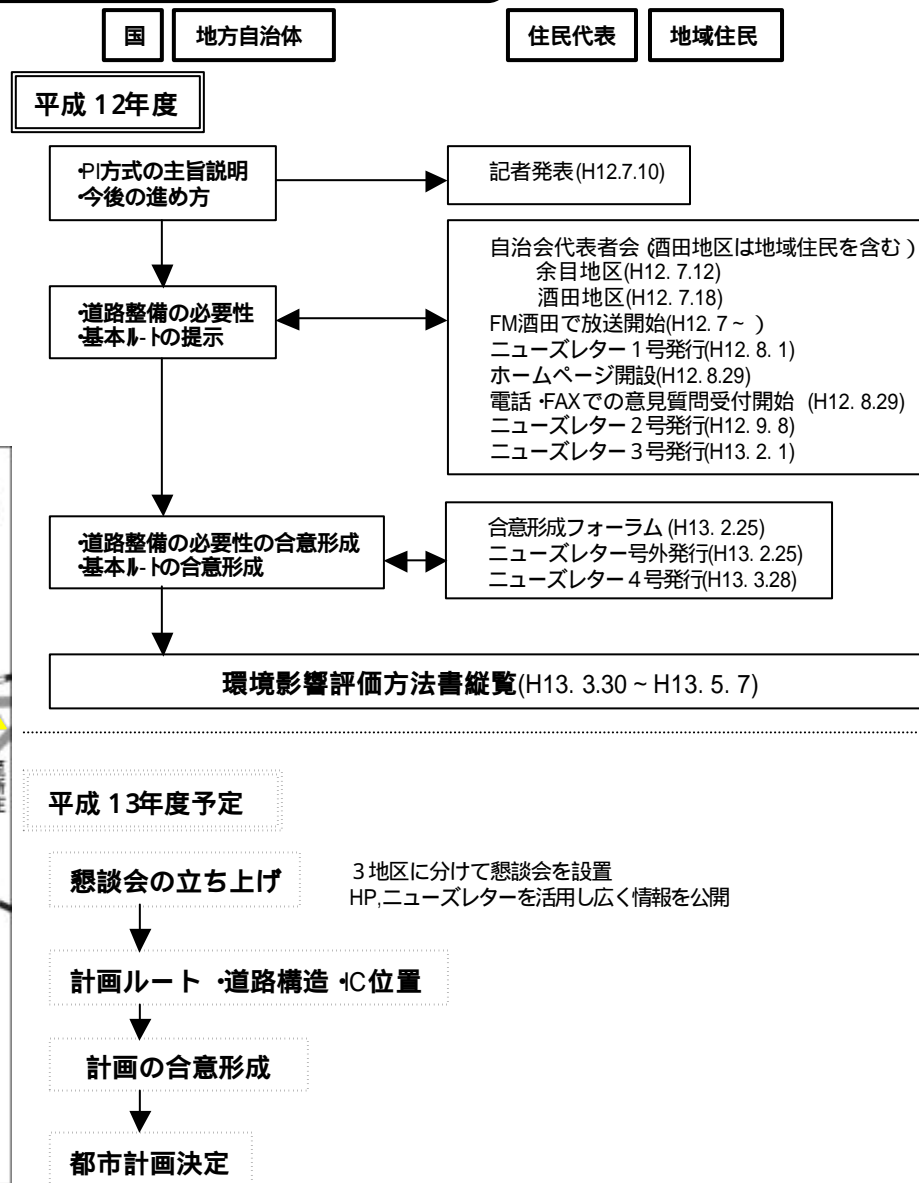


図 提示した基本ルート



Pのプロセスと内容

P 実施事例 (改築)

一般国道 16号 千葉柏道路

自然環境豊かな手賀沼 (県立自然公園) や、住宅密集地周辺を通過する予定であることから、計画に対する円滑な合意形成を図るために、P方式を導入。

平成 11年 12月から平成 12年 11月までの間に関係市町による検討委員会を計 5回開催し、P方式の導入やPの進め方、市民委員の公募について検討。

学識経験者、市民委員、関係市町助役から構成される協議会を平成 13年 7月設立し、必要性やルート・構造等を含めて検討中。

また、地域の方々から千葉柏道路ならびにP方式に対する意見をいただくために、ニュースレターの配布やHP掲載を実施。寄せられた多くの方々の意見をPの進め方や市民委員の選定方法等に反映。

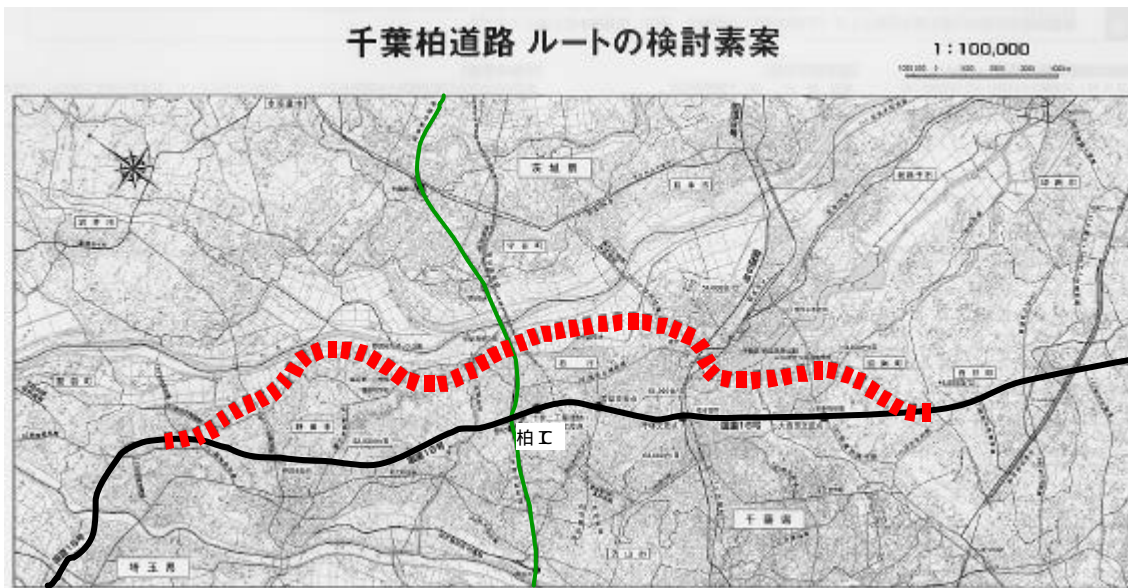
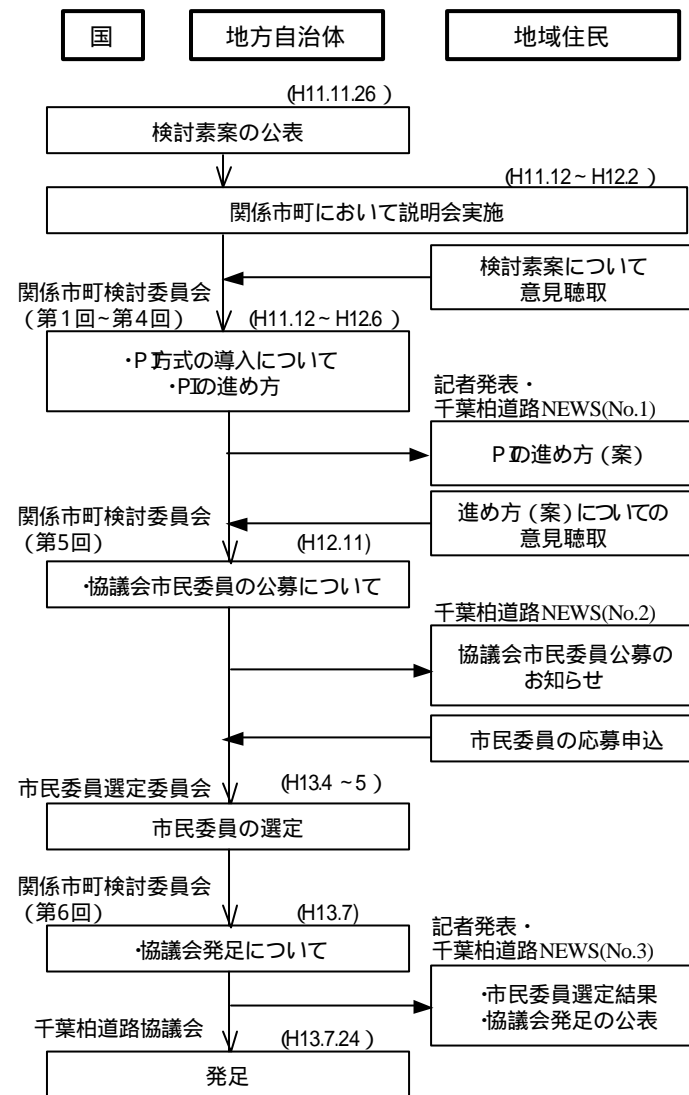


図 検討素案



Pのプロセスと内容

一般国道 8号 加賀拡幅

加賀市に於いて、国道 8号を含めた当該地域の問題点や今後の整備のあり方を住民参加による懇談会等を開催し検討。国土交通省としても、道路計画とまちづくり等との調和を図るためにP方式を導入。

平成11年7月から懇談会を開催し、ルートの比較検討や新たなまちづくり等について意見交換を実施。また、検討委員会(専門的検討)、地域懇談会(地元意見の収集)等を開催し、多くの方々の意見を懇談会に反映。



国道 8号及び沿道のまちづくりを考える会実施状況



石川県加賀市

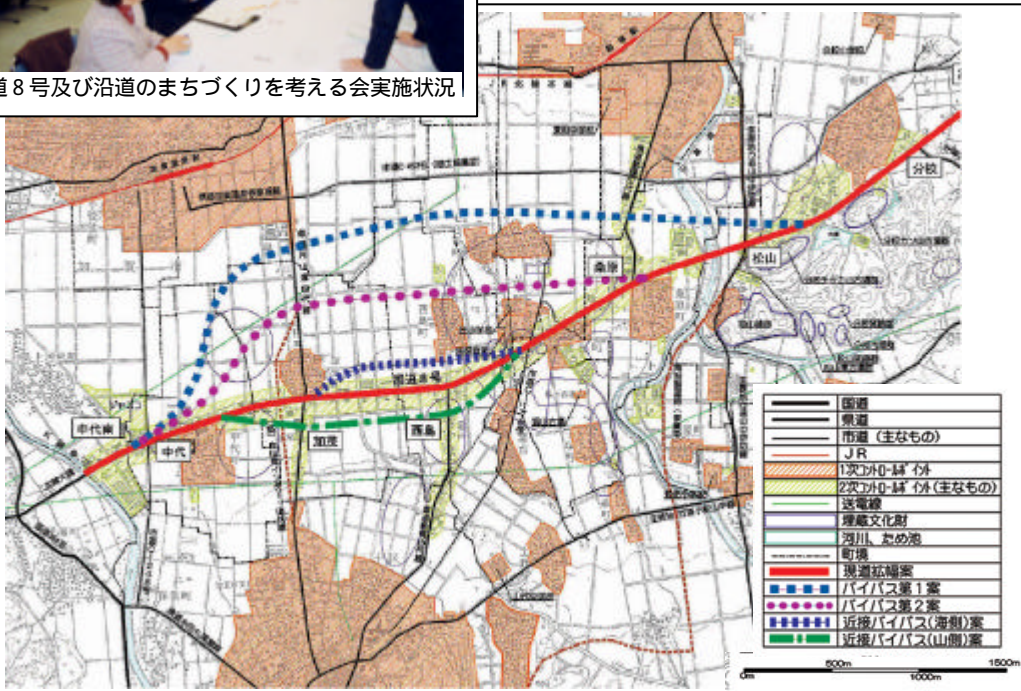
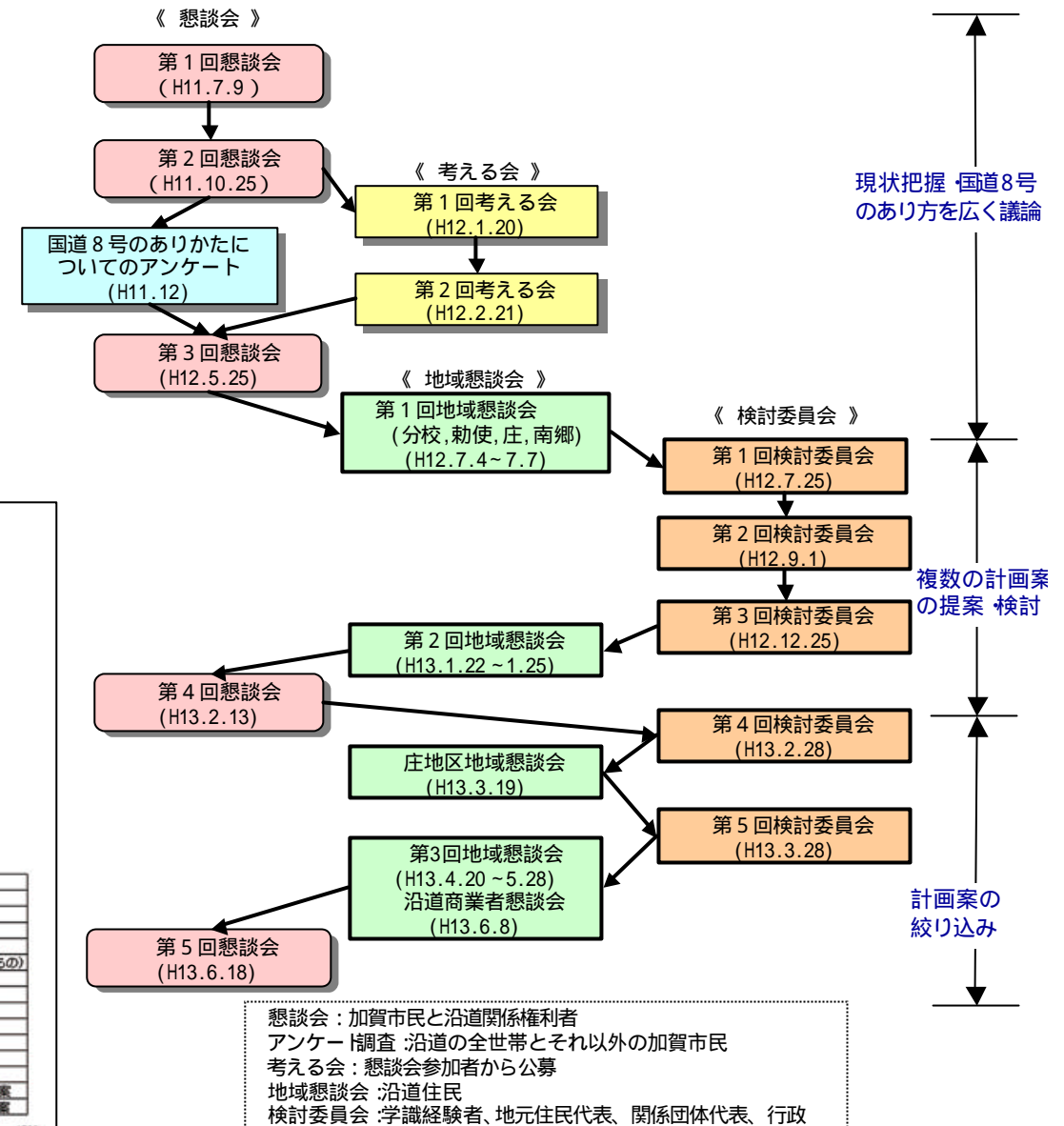


図 整備計画 5案比較検討図



Pのプロセスと内容

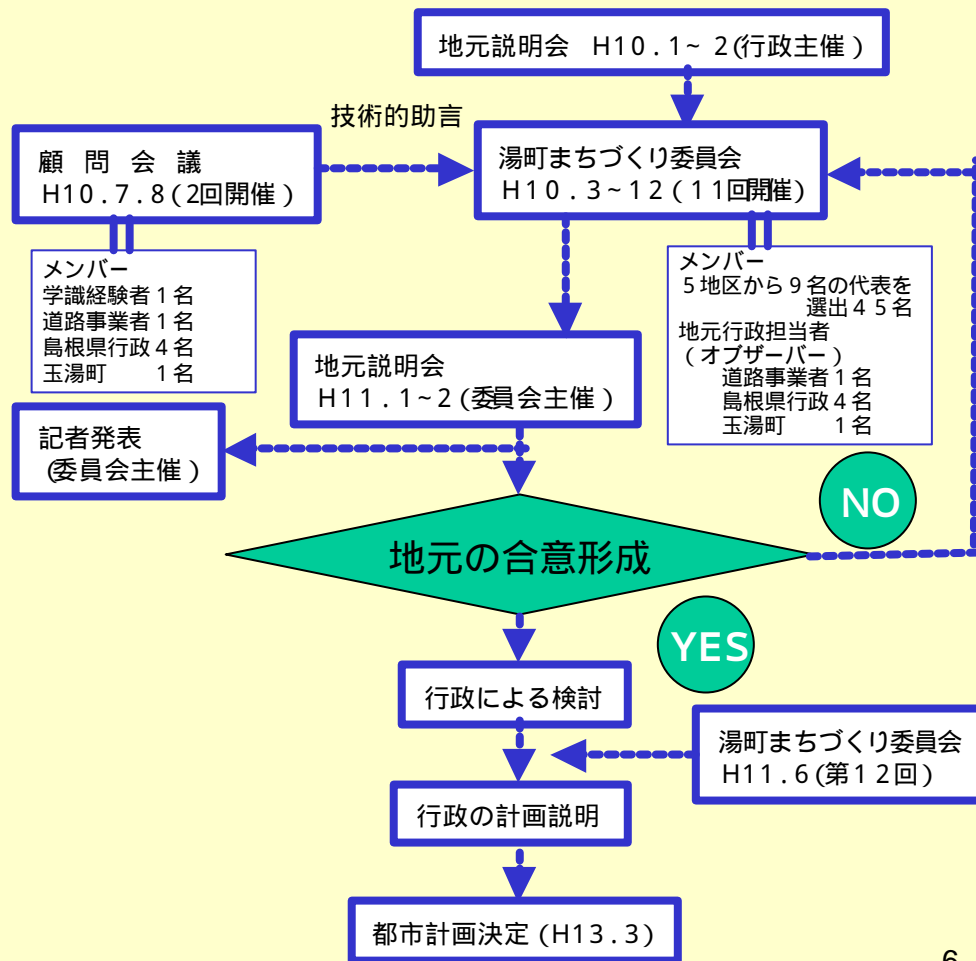
松江道路 (玉湯工区) におけるPI

当区間は、平成3年度に事業に着手したが、一部住民の理解が得られない状況が続き、現道の交通渋滞も益々深刻化していたことから、早期整備に向けて地域の合意形成を図るため「PI方式」を導入。

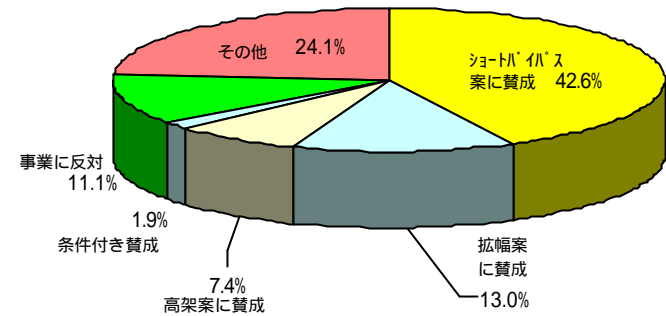
平成10年1月から2月に湯町地区の全世帯を対象に地元説明会を2回開催し、「バイパス案」、「現道拡幅案」、「現道高架案」の3案を提示するとともに、アンケート調査を実施。

以後の進め方については、住民から出された意見を尊重し、代表者による委員会方式(湯町まちづくり委員会)を進めることとなった。

平成10年3月から平成11年6月までの間に計12回の委員会を開催し、住民参加による道路整備計画を策定した。



地元説明会時におけるアンケート調査結果



まちづくり委員会 (住民)

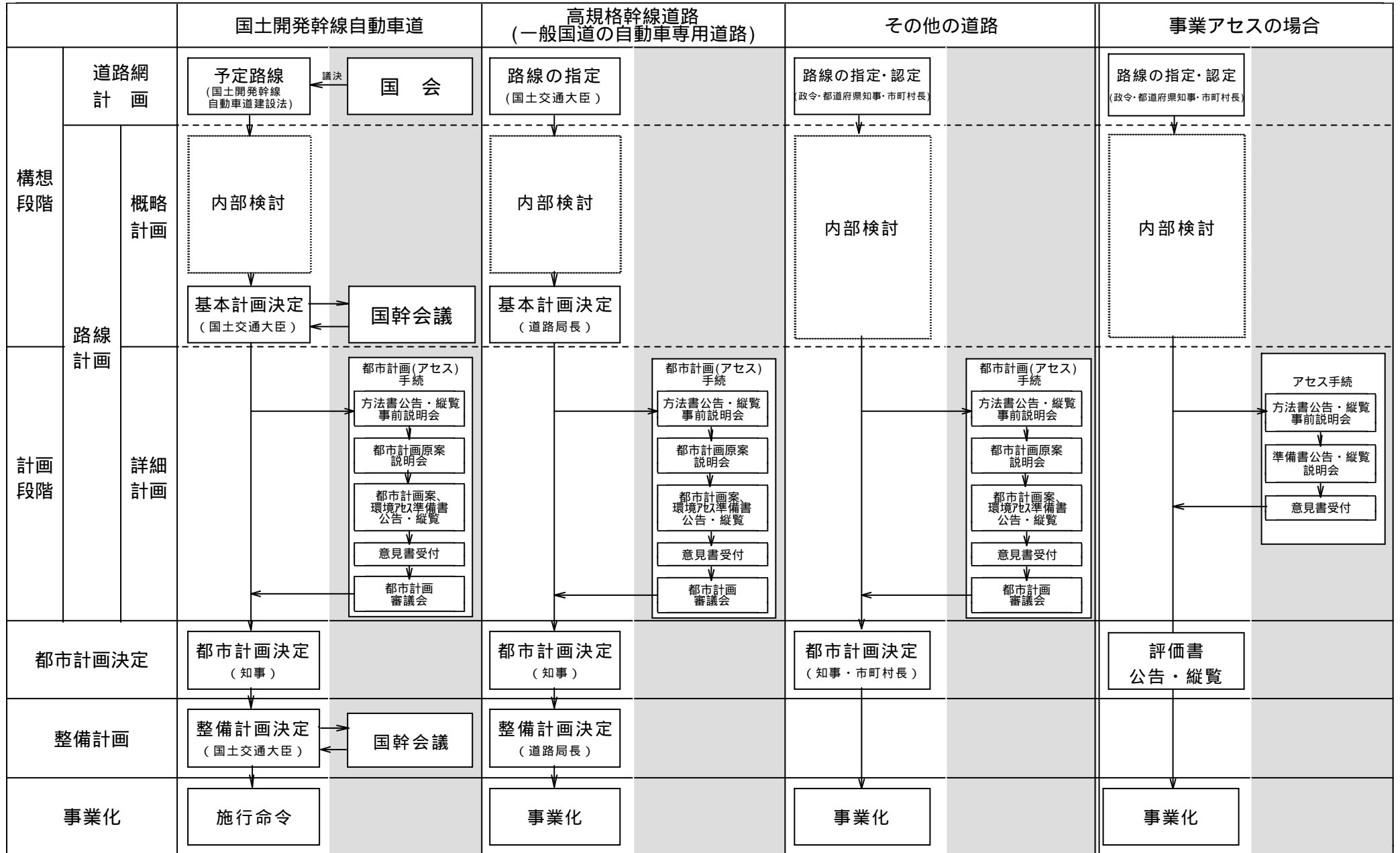


まちづくり委員会によるまちづくり案

湯町まちづくり委員会 最終計画案

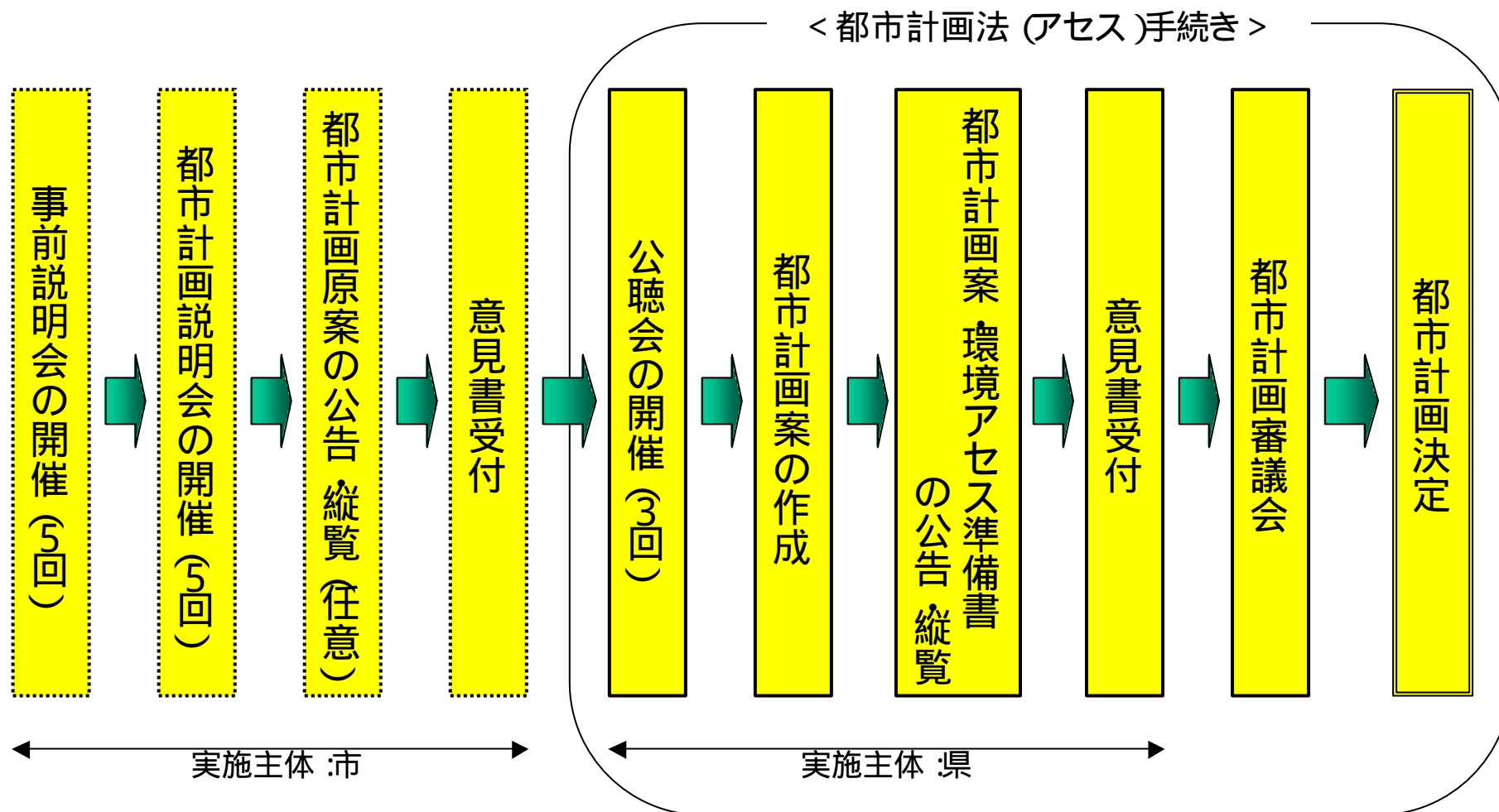


我が国の道路種別別計画決定フロー



横浜湘南道路の事例

横浜湘南道路においては、法令に基づく都市計画決定手続きの以前から、市民等に対する情報提供・意見反映措置を実施。



欧米各国の道路事業における計画決定プロセスとPIプロセスの概要

1. 「欧州各国の道路事業における計画決定プロセスの概要」

	イギリス		フランス		ドイツ	
対象道路	幹線道路(Trunk Road)		高速道路および国道		連邦高速道路および連邦道路 (いわゆる連邦長距離道路)	
段階	構想段階	計画段階	構想段階	計画段階	構想段階	計画段階
プロセスの目的・位置付け	計画段階における検討の前提となる構想ルートを決大臣が決定し、国民への周知と地域整備等との整合を図るとともに、当該道路計画に影響を与える開発を制限する。	政策方針と客観的意見を踏まえ、大臣が事業実施の前提となる詳細計画を最終的に決定する。	地域の関係者による討議を経て、計画段階における検討の前提となる構想ルート帯等を大臣が決定する。	事業の公益性を確認の上、事業実施の決定を行うとともに、土地収用の対象となる区域を限定する。	公益性の観点から、環境や地域開発との整合を図り、計画段階における検討の前提となる構想ルートを決大臣が決定する。	事業実施を前提とした計画の詳細内容を決定する。
決定者	大臣	大臣	大臣	首相(又は地方・県知事) ※事業規模により異なる	大臣	州計画決定担当部局
決定事項	・構想ルート(1路線) (約 1/10,000 図面)	・計画の概要 (1/10,000 図面) ・詳細計画 (1/2,500 図面) ・用地買収対象区域 (1/2,500 図面) ・道路管理者 等	・構想ルート帯(1km 幅) (1/10,000 図面) ・計画の目的 ・代替案の評価結果 等	・幅 300m の計画帯 (1/10,000 図面) その後、計画幅を厳密に規定 ・国の責任履行事項	・構想ルート(1路線) (通例 1/25,000 図面) ・詳細計画を作成するに当たり配慮が必要な施設・地区 ・当該路線に影響を及ぼす可能性のある設備等	・計画の概要 (1/2,000 図面) ・異議申立に対する行政の判断と理由 ・補償に関する事項等
決定時の考慮事項	・計画に関する技術的課題と解決策の検討結果(代替案と評価結果含む) ・市民および関係機関等の意見 ・道路担当部局の推奨案	・計画面案 ・市民および関係機関等の意見 ・第三者による計画の可否に関する提言 ・政府の政策方針	・計画が地域開発に与える影響 ・計画に関する技術的課題と解決策の検討結果(代替案と評価結果含む) ・市民および関係機関等の意見 ・各種意見の調整役である知事の推奨案	・計画面案 ・市民および関係機関等の意見 ・第三者による計画の可否に関する提言 ・市民等の意向把握に関する手続きについての第三者による評価結果	・計画に関する技術的課題と解決策の検討結果(環境影響評価結果、代替案と評価結果含む) ・計画に関する市(町村)議会の決議状況 ・関係機関との協議結果 ・道路担当部局の推奨案	・計画面案 ・市民および関係機関等の意見 ・それに対する州道路担当部局の回答 ・計画に関する市民等との協議結果 ・州聴聞担当部局による市民等の意見に関する総括的な報告
決定の効力	ルートの両側 67m 以内の開発規制が可能となる。	事業の実施と用地買収(強制収用)が可能となる。	計画段階の検討が可能となる。	土地収用を含めた事業実施が可能になる。	計画段階の検討が可能となる。	土地収用を含めた事業実施が可能になり、対象地所の変更禁止および価値増進を禁ずる。
根拠法令等	- Town and Country Planning GDO 1988, - Town and Country Planning Act 1990	- 高速道路法, - 土地取得法	- Circulaire du 5 Mai 1994	- 収用法 - プシャール法	- 連邦長距離道路法 (FStrG) 第 16 条	- 連邦長距離道路法 (FStrG) 第 17 条

2. 欧州各国の道路事業におけるプロセスの概要

	イギリス		フランス		ドイツ		
段階	構想段階	計画段階	構想段階	計画段階	構想段階	計画段階	
目的	地元の状況、要望を把握するとともに、その結果を踏まえ、代替案の再評価や当初構想ルート原案の修正を行い、最適な構想ルートを決定するため。	行政命令により権利制限を受ける者に抗弁の機会を与え、同時に、中立的立場の第三者が、大臣に対し計画の可否を勧告するため。	計画の上流段階で国民が計画策定に参加する機会を与えるため。 構想ルート等を決定するための判断材料を入手し、問題点を明らかにするため	計画の公益性を明らかにするため	国民に反対意見等を述べる機会を与え、同時に、計画決定のための判断材料を入手するため	構想ルート案を公表し、市民の意見を踏まえた上で、構想ルートの決定に関し、関係機関と行政内部の調整を図るため。	計画案を周知し、一般市民及び関係機関からの異議・提案を聴取した上で話し合いによる合意を探るため。
対象事業	基本的に全ての事業で実施（実施しない場合は大臣の承認が必要）	計画案に対する反対がなされた場合に実施	事業費 40 億 F 以上 環境に大きな影響を及ぼす計画	事業費 545mil.F 以上	事業費 12mil.F 以上 環境に影響を及ぼす可能性のある計画	全ての事業（交通路計画迅速化法の対象事業は除く）	全ての事業
PI プロセス	市民等の意向把握の実施に関する告示、計画原案の公表 道路担当部局による市民等の意見把握 道路担当部局が推奨案を大臣へ提案	市民等の意向把握の実施に関する告示、計画原案の公表 第三者による市民等の意向把握 第三者が計画の可否について、大臣に提言	国の公聴委員会への意見収集の請求、第三者機関の設置、意見把握についての告示、計画原案等の発表 第三者による市民等の意見収集 公聴委員会が推奨案を大臣へ提案	各種意見の調整役を担う知事の任命 市民等の意向把握の実施に関する告示 計画原案の公表 知事による市民等の意向把握と第三者機関による監理 知事が推奨案を大臣へ提案	市民等の意向把握を行う第三者機関の設置 市民等の意向把握の実施に関する告示、計画原案の公表 第三者機関による市民等の意向把握 第三者機関が計画の可否について県知事に提言	市民等の意向把握の実施に関する告示、計画原案の公表 市町村、道路担当部局による市民等の意向把握 道路担当部局が関係機関と協議 道路担当部局が推奨案を大臣へ提案	市民等の意向把握の実施に対する告示、計画原案の公表 州聴聞担当部局による市民等の意向把握 州聴聞担当部局が市民等の意見を総括し、州計画決定担当部局へ報告
期間	約5ヶ月	約1年	約4ヶ月 2ヶ月延長可	約4ヶ月（事例による）	約1.5年	約4ヶ月	約1年
代替案	提示	（住民等から提案可能）	提示	提示（ゼロ代替案含む：事例による）		提示（場合によりゼロ代替案含む）	
主催者・責任者	道路担当部局	大臣	国の公聴委員会	知事	第三者（民意調査委員会）	市町村	州聴聞担当部局
運営管理者	道路担当部局	第三者（審問官）	国の公聴委員会、第三者（特別委員会）	第三者（調査委員会） 運営と同時に、提示情報と討論の質を評価）	第三者（民意調査委員会）	市町村	州聴聞担当部局
PI 対象	〔質問票による意向把握〕：一般市民、関係団体、関係地方政府、地方の関連組織 〔展示会〕：一般市民	〔公開審問〕：権利制限を受ける者及び一般市民	〔公開討論会〕：関係自治体、議員、経済界、住民代表等 〔展示会・ディスカッション〕：一般市民	〔説明会〕：一般市民 〔公開討論会〕：関係地方自治体、経済界代表、住民団体代表、各種団体代表等	〔展示会〕：一般市民 〔合同会議〕：関係省庁	〔意見受付と討論会〕：一般市民 〔道路担当部局との協議〕：郡、市町村、公益企業等	〔異議申立〕：一般市民、関係機関 〔協議会〕：異議申立を行った者
根拠	高速道路マニュアル	高速道路法、土地取得法	バルニエ法	ピアンコ通達	収用法、ブシャル法	連邦長距離道路法 環境影響評価法（UVPG）	行政手続法 環境影響評価法（UVPG）

*ゼロ代替案：当該計画に依らず、他の手段によって、当該計画の目標としていた効果を得ようとする案（何もしないこととは異なる）。

3. 欧州各国の各段階におけるPの概要」

- 1 英国の構想段階におけるPI

手順	内容	時期・期間	目的	PI で用いる情報	方法	主催者・責任者	運営管理者	協力者・関係者
意向把握の告示 計画原案等発表	事前の協議 (非公式)	市民等の意見 収集の前	市民等の意見収 集に先立って関 係機関の意向を 計画案に反映	-	政府他部局、地方公共団 体等の事務レベルと非公 式に個別協議	-	-	コンサルタント発注仕様書に基づく(一括受注)
	事前周知の 記者発表	市民等との協議 のための文書 配布の1~2週 間前	市民等との協議 の開始を周知す ることで、参加を 奨励	[記者発表資料] :市民等との協議の目的、 協議文書の公表予定日、配布手順、縦覧 場所、説明会の詳細、質問票の受付締切	地元報道機関に記者発表 資料を配布	HA (高速道路庁)	-	
	記者発表及び 新聞広告	市民等との協議 のための文書 の発表と同時	市民等との協議 の開始と計画の 概要を広く確実 に伝達	[記者発表資料] :市民等との協議目的、説 明会の日時・場所、市民等との協議のため の文書の配布方法、質問受付の概要、計 画原案 [新聞広告] 説明会の開催日時、市民等と の協議のための文書の配布場所、質問票 の目的	地元報道機関に配布 協議文書の発表と同時に 新聞広告を掲載	HA (高速道路庁)	-	
市民等の意向把握	市民等との協 議のための文 書と質問票の 配布	市民等との協議 のための文書と 質問票は同時 配布	道路整備の必要 性と代替案を示 し、意見や要望 を述べる手段を 提供	[協議文書] :計画の必要性、市民等との協 議に諮る代替ルート(2~3本程度)とその 比較 [質問票] :代替ルートの選好、比較検討の 上で重視する要因、住所氏名、自由記入	関係する地方公共団体と 国・地方の関連組織に郵 送、近隣住民、利害関係 者に配布	HA (高速道路庁)	-	
	説明会の開催	市民等との協議 のための文書 発表後1~2週 間後 1~数ヶ所で実施	代替ルート及び 関連情報を説明 し、質問票への 回答を促すため	[パネル] :道路交通の現状と課題、計画上 の制約条件、代替案と既に不採用となっ ている案、代替案の比較評価、交通量・騒音 の予測等	パネルを展示し、HA職員 、コンサルタントが質問へ の回答、意見の受付を行 う。ただし、討論はしない。	HA (高速道路庁)	同左	
	質問票の回収 と解析	回収締切は質 問票配布完了 から最低6週間 以内	当初案に対する 意見を整理し、 大臣への報告に 反映	一般市民からの意見分析、最も市民の支 持を得ているルート、代替ルートを選ぶ上 で最も重要な要因、その他選考に関する 情報	質問、意見がある者は質 問票、あるいは書面で提 出	HA (高速道路庁)	-	
大臣への提案 推薦案の 大臣への提案	大臣への提案	市民等との協議 終了後できる限 り早急に実施	大臣が地元の二 ーズを把握する ための参考情報 を提供	[技術的な評価レポート] :計画上の課題と解 決策 [市民との協議の評価レポート] :市民等との 協議の実施状況、地元意見、提案された 代替案等 [総合評価と提言] :分析結果、最適ルート案	準備レポート(左記3レポート)を 大臣に提出。大臣に対す る報告内容は非公表	HA (高速道路庁)	-	
構想ルート 公表	構想ルート公 表	市民等との協議 終了後4ヶ月以 内(目標)	概略のルートを決 定し、関係者に 内容を周知する ため	[パンフレット] :構想ルート(1/10000)及び理 由、市民等との協議の結果、今後の予定	近隣住民、関係者に配布 し、記者発表	大臣	-	

- 2 英国の計画段階における P I

手順	内容	時期・期間	目的	PI で用いる情報	方法	主催・責任者	運営管理者	協力者・関係者
意回把握の告示 計画原案発表表	計 画 案 告 示 と 抗 弁 の 受 付	抗弁受付期間：行政命令案（計 画 案）の告示から 13 週間	市民等に意見提出の機会を与え、手続きの民主性を担保	[計 画 案 告 示]：命令文、図面、計画概要、環境影響評価の結果概要 [抗 弁]：反対意見書	新聞、掲示板、官報で告示、権利制限を受ける者には直接通知、パンフレット配布	大臣：責任者	HA：（大臣の代理として）作成、告示	コンサルタント
	公 開 審 問 の 開 催 決 定 告 示	抗弁受付終了から 4 週間以内	公開審問を実施するか否かの判断を明らかにするため	[公開審問開催決定告示]：公開審問を開催すること、対象となる道路計画、根拠となる法律、今後の連絡事項	権利制限を受ける者に対しては、書面で通知	大臣：責任者	HA：（大臣の代理として）告示	-
	事 前 ミ ー テ ィ ン グ の 開 催	公開審問開催決定の告示から 16 週間以内（1日間）	関連事項・日程の調整を行い、公開審問を円滑に運営するため	[概要文書]：発言希望者各自の主張、喚問したい証人 [仮プログラム]：発言の順序、市民等との討論会スケジュール案等	権利制限を受ける者、公開審問参加希望者は概要文書を提出し、審問官が関係者全員と調整	大臣：開催の決定	審問官 議事運営	-
	公 開 審 問 の 告 示	抗弁者には開催 6 週間前、掲示等は 2 週間前	公開審問の関係者に開催内容（日程・場所等）等を告知	[権利制限を受ける者への個別通知][掲示板、新聞での告示] 開催日時、場所等	権利制限を受ける者に対し個別に文書で通知、一般市民に対し掲示や新聞を通じ告示	大臣：責任者	HA：（大臣の代理として）告示	-
第 三 者 に よ る 市 民 等 の 意 回 把握	行政による計 画 案 の 概 要 と 技 術 的 検 討 結 果 の 提 示、抗 弁 者 に よ る 代 替 案 の 提 案	[行政]事前ミーティング後 4 週間以内 [抗弁者]反対論述書：大臣依頼後 6 週間以内、証拠書：公開審問開催日の 3 週間以内	公開審問の参加者及び第三者（審問官）が、行政の提案料（行政命令案）及び発言希望者の主張を事前に理解しておくため	事前に関係文書を提出。 [論述書]：提案の内容、根拠をまとめた資料 [証拠書]：技術的事項の検討結果 [証拠書要約]：1,500 字以内の要約 [代替案]：ルートを特定できる内容であれば可。（1/50,000 で図示、またはスケッチ等）	[行政] 論述書を権利制限を受ける者、公開審問参加希望者に配布、証拠書・関連文書は縦覧 抗弁者 大臣から書面依頼があった場合、反対論述書を提出。公開審問での発言を希望する者は反対証拠書を提出、代替案提案希望者は HA に連絡	大臣：責任者 大臣：責任者	HA：大臣の代理として作業 プログラムオフィサー：受付 HA：代替案受付	コンサルタント -
	公 開 審 問 の 開 催	開催決定告示から 22 週間以内	第三者（審問官）が賛否両論を聴取するため	第三者（審問官）が準司法的手続きで運営。 [答弁]：各参加者の主張、証言と反対尋問 [資料縦覧] 関連資料全てを縦覧	希望者は誰でも参加可能 代替案提案が出た場合、行政は反対尋問を実施	大臣：責任者	審問官 議事運営	アセッサー、審問補佐官：支援 プログラムオフィサー - 時間管理
大 臣 が 第 三 者 に よ る 提 案	第三者による大臣への提言	公開審問 1 日につき報告書作成に 3 日程度	客観的立場から計画案の可否を大臣に勧告	[審問官報告書]：計画の概要、参加者の主張、審問の整理と審問官の事実認定、及び勧告	大臣に対して審問官が左記のように報告書をまとめ勧告	第三者（審問官）	-	審問補佐官：報告書作成 アセッサー 審問官に報告書提出
計 画 の 公 表	計 画 の 公 表		計画実施の最終決定	[計 画（行政命令）]：命令文、図面（1/10,000-1/1,250）、勧告と異なる決定の場合は関係者から意見聴取または再審問	権利制限を受ける者、討論会参加者に配布	大臣	HA：（大臣の代理で）発令	-

- 1 フランスの構想段階における P I

手順	内容	時期・期間	目的	PI で用いる情報	方法	主催者・責任者	運営管理者	協力者・関係者
調整知事任命、委員会設置、意向把握の告示、計画原案等発表	討論会の調整役の知事の任命	必要に応じて任命	討論の調整役、手続きの責任者の任命	-	設備大臣が行政文書で任命	大臣	-	-
	市民等との討論会を監理する調査委員会の設置	計画段階に移行するまでの間、当該委員会を設置	市民等との討論会の透明性と客観性を確保	-	道路担当部局が調査委員(学識経験者等)を行政文書で任命	道路担当部局	-	-
	市民等との討論会の開催の告示	大臣による開催の指示(時期規定なし)	計画内容と公開討議開催を周知	調整知事による開催通知書(計画の概要、公開討議の日時、場所) 新聞広告等のためのプレス用資料	大臣が調整知事に開催指示。調整知事が書簡により討論会参加者に開催通知 地方紙、市報等へ発表	知事	-	-
市民等の意向把握	説明会等の開催	必要に応じて開催	討論会に参加できない市民に計画内容を周知	[討論会用資料] 計画帯の概要、計画の妥当性の根拠、事業の影響等 一般向けパンフ	地方自治体の判断で、パネル展示、住民との討論を実施	知事	市町村	-
	市民等との討論会の開催	調整知事が決定	計画段階での市民等の意向把握に先立ち、各方面の関係者が討論し疑問点、対立点を明らかにするため	[討論会用資料](上記) [地域展望論述書]:計画帯に関連する地域計画、地域開発に与える計画の効果等	調整知事のもと、関係地方自治体、経済界、住民代表等の各方面の責任者が参加して公開討論会 調査委員会が、討論会で提示される情報および討論の質について評価を行い、結果を報告書としてまとめ知事に提出	知事	調査委員会	関係市町村、討論会参加者
	外部審査	調査委員会から要請があった場合	外部調査機関により、計画の妥当性を評価	[討論会用資料](上記)	外部調査機関が道路担当部局の作成した資料の妥当性を評価 外部機関の調査結果を公開討論会等で発表	知事	調査委員会	外部調査機関
推奨案の大臣への提案	調整知事から大臣への報告	討論会の終了後	大臣が構想ルートを承認する際の参考とするため	[公開討議総括書] 討議の経緯、検討された各選択肢の評価、結論等 [基本仕様書案](下記) [地域展望論述書](上記)	調整知事が左記資料を大臣へ報告	知事	-	-
構想ルート公表	構想ルート等の公表	-	詳細計画の検討に必要な構想ルートを決定	[基本仕様書]:計画の目的、代替案、最適案とその根拠等 [公開討議総括書],[地域展望論述書]	設備大臣が道路担当部局に基本仕様書を通知。基本仕様書を関係地方自治体、市民に提示	大臣	-	-

- 2 フランスの計画段階における P I

手順	内容	時期・期間	目的	PI で用いる情報	方法	主催者・責任者	運営管理者
第二者機関設置 計画原案等の発表	市民等との討論会を運営する民意調査委員の任命	討論会開催決定から15日以内	市民等との討論会における客観性を確保	-	行政裁判所長が民意調査委員(学識経験者等)を任命	行政裁判所長	-
	市民等との討論会の開催決定・告示	告示は市民等との討論会開始日の15日前まで	市民等との討論会の開催を周知	[開催の告示] 討論会の目的、対象計画、面談または閲覧の日時・場所、民意調査委員会の構成等	告示するとともに、全国紙、地方紙による新聞報道	道路担当部局	民意調査委員会
	パネル説明会の開催	必要に応じて実施	計画内容と市民等との討論会の趣旨を周知	[討論会用資料]:民意調査用仕様書案(計画の目的、代替案と比較した最適案とその根拠、計画の実施方法等)、地域展望論述書、一般向けパンフレット等 [事業説明用パネル]	民意調査委員会が市町村と協力して、関係する役所、公民館等でパネル展示、資料配付などを行う。	道路担当部局	民意調査委員会
第二者機関による市民等の意見把握	市民等との討論会の実施	必要に応じて実施	道路担当部局の判断に必要な情報を入手するため	[討論会用資料](上記)	道路担当部局の出席のもと討論会を開催	民意調査委員、関係市町村長	民意調査委員
	市民から意見聴取及び市民等との討論会の報告	意見聴取期間は1~2ヶ月間。終了後1ヶ月以内に報告書提出	市民に意見表明の機会を与え、計画の可否を判断する際の参考とするため	-	書簡、陳情書等、書面による意見、および民意調査委員との面談を通して住民の意見を収集し、討論会報告書を作成	民意調査委員会	民意調査委員会
	関係省との合同会議	必要に応じて実施	市民等との討論会を踏まえた行政内部の意見調整	討論会報告書]	関係省が一同に会して協議。原則、設備省道路局長が座長を務める	道路担当部局	道路担当部局
第三者機関の報告 国務院の報告	第三者機関から知事への報告	関係省合同会議終了後	客観的立場から市民等の意向を知事に報告	討論会報告書]	民意調査委員会が地方県知事に民意調査報告書を提出。知事がそれを受けて最終的な計画案を作成。設備省の承認を得て、公益宣言案となる。	民意調査委員会	-
	計画案に対する行政裁判所の答申	関係省合同会議終了後	市民等との討論会手続きが適正に実施されたかを評価	[計画案(公益宣言案)]、討論会報告書]等	国務院公共事業部会に道路担当部局が左記資料を提出し、手続きに不備がない場合には答申	国務院	-
公表 計画の公表	計画の公表	市民等との討論会終了日から18ヶ月以内	事業計画の公益性を確認し、事業実施を決定	[計画(公益宣言)]、計画帯(330m)等 [国の責任履行事項]	首相が公益宣言に署名、県令等により公示	大臣	-

- 1 ドイツの構想段階における P I

手順	内容	時期・期間	目的	PI で用いる情報	方法	主催者・責任者	運営管理者	協力者・関係者
計画原案発表 意向把握の告示	関係機関等からなる委員会の開催、当該委員会の支援に基づく道路担当部局による原案作成	行政が事業開始を決定した段階で委員会を開催	計画の技術的検討、公表案の絞り込み等を支援	[委員会資料] 計画対象地域の状況、予想される環境への影響とその対策、技術的問題等。	市町村、環境庁、自然保護団体等の参加により実施	州道路担当部局	-	コンサルタント、市町村、環境省、自然保護団体等
	討論会開催の公告と計画案の縦覧	1ヶ月間	計画原案を周知	[路線選定広報パンフレット] 計画原案、計画の縦覧・討論会の日時、関係部署連絡先等	広報パンフレットにより計画原案の縦覧及び討論会の日時を公告	市町村	-	
市民等の意向把握	意見の受付	公告・縦覧完了後2週間以内	意見を受けて計画原案を改善するため	[路線選定広報パンフレット(同上)]	意見は書面でも口頭でも可能、回答義務なし	市町村	-	
	市民等との討論会	意見受付終了後4週間後	意見を受けて計画原案を改善するため	[路線選定広報パンフレット(同上)]	一般市民(数百人)との討論。市町村の有力者(議員や首長)が議長役	市町村	市町村	州道路担当部局、コンサルタント
	市(町村)議会の決議	市民等との討論会后	討論会等を踏まえた市(町村)の見解を公表	-	市民等との討論会に基づき首長が見解を表明した後、市(町村)議会が議決	市(町村)長	市町村議会	市(町村)議会
	関係機関との協議	市民等との討論会后	ルート等について関係機関と行政内部の調整を実施	-	郡、市町村、公益企業等が一同に会して協議	州道路建設担当部局	州道路建設担当部局	郡、市町村、公益企業等
大臣への提案	大臣への提案	関係機関協議後	大臣が、構想ルート等の決定を行う際の原案を提出	[提案資料]: 構想ルート案、市民討論会議事録、市議会決議、概算工事費、環境影響評価等	州道路担当部局から連邦交通大臣へ左記資料を提出	州道路担当部局	-	-
構想ルート公表	構想ルート等の公表	州道路担当部局からの提出後	市民等との討論会等を踏まえた構想ルートの決定を周知	[連邦交通省通知] 大臣からの通知、構想ルート図 [州交通省通知]: 連邦交通省からの計画承認通知、構想ルート図	連邦交通省から州道路担当部局に通知後、市町村が一般市民に記者発表	大臣	州道路担当部局	市町村

- 2 ドイツの計画段階における P I

手順	内容	時期・期間	目的	PI で用いる情報	方法	主催者・責任者	運営管理者	協力者・関係者	
意向把握の告示 計画原案等の発表	計画原案の作成、州聴聞担当部局への送付	計画決定手続き開始時	計画決定手続きの申請	[送付資料] 計画の概要、概略図、概算工費、騒音・景観への影響等に関する調査及び対策、建築物・土地収用等の一覧、環境影響評価等	州道路担当部局が原案を作成し、州聴聞担当部局に送付	州道路担当部局	-	州聴聞担当部局	
	計画原案の関係機関への資料送付	計画原案受領後1ヶ月以内	市町村・関係機関への通知、意見聴取	[送付資料]：州聴聞担当部局へ送付したものと同様	州聴聞担当部局が、市町村、関係機関、認定環境団体に資料を送付	州聴聞担当部局	-	コンサルタント	
	計画決定手続きの公告	州聴聞担当部局が、計画原案受領後3週間以内に1ヶ月間縦覧	計画原案を周知するため	[計画決定手続の公示]：計画原案資料の縦覧実施通知、計画原案縦覧中の質問受付機関	一般市民に対して官報及び新聞で公告。	州聴聞担当部局	-	市町村	
	計画原案の縦覧	計画決定手続きの公告後4週間	同上(市民へのサービス)	[計画原案資料] 計画の概要書、概略図、概算工費、騒音・景観への影響に関する調査・対策、建築物・土地収用等一覧、環境影響評価等 [広報パンフレット] [パネル展示]	広報パンフレット等により計画原案を縦覧	州聴聞担当部局	市町村	州道路担当部局 コンサルタント	
州聴聞担当部局による 市民等の意向把握	異議申立受付	市民	縦覧終了後2週間以内	計画原案への異議を聴取	-	書面による異議を州聴聞担当部局又は市町村で受付	州聴聞担当部局	市町村(取りまとめ)	-
		関係機関	州聴聞担当部局より受領後3ヶ月以内	関係機関からの意見聴取	-	関係機関の意見を書面で受付	州聴聞担当部局	-	州聴聞担当部局
	州道路担当部局の回答作成	州聴聞担当部局から連絡後(異議申立受付後3ヶ月以内)	異議・提案に回答するため	-	申立・検討結果・変更案を表形式で整理、あるいは申立と回答を対話形式で整理	州道路担当部局	-	コンサルタント	
	協議会の開催	異議申立の締切後3ヶ月以内	話し合いによる合意を探るため	[関係機関の見解、異議申立書]、[道路担当部局の回答]	官報・新聞等で日時を公示。異議申立者には直接連絡、原則として申立者のみ参加	州聴聞担当部局	-	コンサルタント	
報告と 公表	州聴聞担当部局の総括と報告	協議会終了後1ヶ月以内	意見の取りまとめ及び州計画決定担当部局への引継ぎのため	[計画原案資料]、[関係機関の見解、異議申立書]、[協議会議事録] [総括文書]：手続過程、関係機関見解と調整結果、市民からの異議、変更計画案等	解決済み及び未解決の課題を州計画決定担当部局に提出	州聴聞担当部局	-	-	
公表	計画の公表	-	事業実施を前提とした計画を決定	[計画決定決議文書]：決定計画の内容及び決定の理由等	州計画決定担当部局が、計画決定を官報で告示	州計画決定担当部局	州聴聞担当部局	市町村	

4. 米国の道路事業における計画決定プロセスとPプロセスについて」

【計画決定プロセス】

・米国の道路計画プロセスは、交通計画（道路網計画を含む全交通機関を対象とした計画）の段階と事業化段階に大別される。このうち、事業化段階において、代替案比較のもとでルート等が絞り込まれ（構想段階）、施設計画が策定される（計画段階）。

【Pプロセス】

・構想段階と計画段階を含む事業化段階でのPは、連邦環境政策法（NEPA National Environmental Policy Act）に関連する連邦規則（CFR Code of Federal Regulations）の中で基本的要件が定められている。
 ・具体的なPの手法については、連邦の監修による「P手法に関するマニュアル」などにより指導されており、運用上の手引きとして活用されている。
 ・各州の交通省は、連邦からの補助事業について、合衆国法典および連邦規則と、各州独自の実績にもとづき、州によるP制度や運用指針を設け、それらに従ってPを実施している。

NEPAプロセス（連邦環境政策法（NEPA）にもとづく、環境影響評価手続き）におけるPに関する規定

P I に関する規定	出典
NEPA プロセスにおけるPIについて	
【方針】 ・人的、社会的環境に影響を与えるような計画内容の決定を行う際には、Pを奨励、促進する。	40CFR1500.2
【環境影響評価の準備について】 環境影響評価の準備には、可能な限り環境に関連する行政機関および一般市民を参画させる。	40CFR1501.4(b)
【スコーピング（検討範囲の絞り込み）について】 ・スコーピングプロセスにおいては、影響を受ける連邦各機関、州、地方公共団体の参画を奨励する。	40CFR1501.7(a)(1)
【意見把握および意見への対応について】 環境影響評価書の案に関して、関連する連邦各機関、州、地方公共団体、影響の及ぶ可能性のあるインディアン部族、一般市民等から意見を求めなければならない。 各主体（上記）は最終的な計画決定がなされる前に意見を述べる機会を要求できる。 連邦各機関はその所掌の範囲内で評価書に対して意見を述べなければならない。	40CFR 1503.1(a)
意見は可能な限り明確でなければならない。	40CFR 1503.2
政府機関は各意見に対しては、次にあげる一つ以上の方法で回答しなければならない。	40CFR 1503.3(a)
(1)計画案の修正 (2)新たな代替案の作成およびその評価 (3)分析の追加、拡充、修正 (4)事実に基づく修正 (5)(1)～(4)の対応をとらない理由についての説明	40CFR 1503.4(a)

NEPAプロセス(連邦環境政策法 (NEPA)にもとづく、環境影響評価手続き)におけるPIに関する規定(つづき)

PIに関する規定	出典
具体的なPIの実施について	
<p>政府機関は以下の項目を実施すること：</p> <p>(a) NEPA プロセスに基づくPI</p> <p>(b) NEPA プロセスにおける公聴会等についての公示、および環境関連文書の公示</p> <p>(1) 希望する個人および機関には郵送により公示</p> <p>(2) 国家的影響がある場合には、官報への掲載と、関係する国家機関への郵送による公示</p> <p>(3) 特に影響を受ける地域においては、以下の手続き及び手法により公示</p> <p>() 州および広域的な情報提供センターへの通知</p> <p>() 影響を受ける可能性のあるインディアン部族への通知</p> <p>() 州の環境影響評価法に準拠した公示の手続き</p> <p>() 新聞への掲載</p> <p>() その他の地域のメディアによる通知</p> <p>() 影響の及ぶ可能性のある組織への通知</p> <p>() ニュースレターの発行</p> <p>() ダイレクトメールによる通知</p> <p>() 各戸のポストへの投函による通知</p> <p>(c) 以下に示す基準に該当する場合、もしくは対象事業ごとの法的要件に該当する場合には、公聴会を開催もしくは後援すること。</p> <p>(1) 計画案の提案により環境に関する議論を引き起こした場合、もしくは公聴会の開催への関心が高い場合</p> <p>(2) その他の政府機関により公聴会開催の請求があった場合</p> <p>(d) 一般市民から適切な情報を求めること。</p> <p>(e) 関心のある人がどこで情報を入手可能か、NEPAプロセスの中で説明すること。</p> <p>(f) 情報公開法への準拠。</p>	40CFR 1506.6
提案された計画案を含めた代替案について	
<p>計画案と代替案についての環境影響評価を示すことによって、論点を明確にした上で、計画決定者及び一般市民は、複数の案の中から選択する際の明確な根拠を示さなければならない。</p> <p>政府機関に下記事項が要求される。</p> <p>(a) 合理的な全ての代替案に対して、厳密な調査と客観的な評価を行うこと、また詳細な調査から除外した代替案については、除外した理由を簡単に述べること</p> <p>(b) メリットを比較評価できるよう、計画案を含めた全ての代替案に対して、十分検討をすること</p> <p>(c) 担当機関の所掌外であっても合理的な代替案は含めること</p> <p>(d) 「何もしないという案」を含めること</p> <p>(e) 環境影響評価書案の中で、政府機関が推奨する1つもしくは複数の案を特定すること、また他の法により推奨案の特定が禁じられていない限り、最終の環境影響評価書では推奨する案を特定すること</p> <p>(f) 計画案及び代替案に含まれていない代替措置(ミティゲーション)を含めること</p>	40CFR1502.14

欧米における第三者的組織等の活動事例

アメリカやイギリスにおいては、民間団体又は資格を有する個人(第三者的組織等)が、様々な行政分野でPに関連する活動を行っている。

1. 「イギリスにおける第三者的組織等の活動事例」

第三者的組織等	組織・資格等	対象分野	活動状況等
チャータード サーベイヤー (Chartered Surveyor : 公認調査士)	NPO である Royal Institution of Chartered Surveyor (王立調査士協会)の定める基準を満たすことでチャータードサーベイヤーとしての資格が取得できる。	・土地 ・資産 ・建設	・依頼人(個人、企業、行政等)からの土地、資産、建設に関する相談について、専門的な調査や助言を行う。
タウンプランナー (Chartered Town Planner : 公認都市計画家)	Royal Town Planning Institute (王立都市計画協会)が認定する大学院教育コースを修了し、一定期間の実務経験後受験資格が得られ、これに合格すると公認タウンプランナーとしての資格が取得できる。	都市計画	様々な都市問題に関する調査研究、データ分析等、都市計画に関する活動全般に携わる。 ほとんどのタウンプランナーは地方及び中央政府の職員であるが、近年では専門的な知識を活かし、コンサルタントに就職する割合も多くなってきている。
インスペクター (Planning Inspector : 審問官)	・インスペクターは DTLR (Department of Transportation, Local government and Region) の外庁である The Planning Inspectorate (計画審査庁)に所属している。身分的には中央政府の職員であるが、政府の政策にとらわれない中立的な専門家としての判断を行う。 また、大法官によって任命される、独立したインスペクターも存在する。	地域計画	地域計画に関する公聴会の運営等が主な職務である。 大法官によって選出されたインスペクターは、高速道路法(Highway legislation)により開催される公聴会を運営する。

2. 「アメリカにおける第三者的組織等の活動事例」

第三者的組織等	組織・資格等	対象分野	活動状況等
IAPP (International Association of Public Participation)	・NPC組織 ・IAPP に登録されている者は23ヶ国1000人以上	環境 交通 都市計画 公衆衛生	・PIに関する啓蒙活動 ・Pの実施者等を対象にP手法のトレーニングを実施 優良P事例の表彰
MODR (Massachusetts Office of Dispute Resolution)	・マサチューセッツ州政府の部局 ・他部局とは独立した組織 20名程度で構成 ・MODR に登録されているメディエーターは60名程度(2000年)	・民事及び行政に関わる紛争全般	・メディエーターを派遣 ・メディエーターとしての適格要件に基づいた審査、合格者の登録 ・メディエーターの実績の評価、研修の実施

：メディエーターとは、合意形成の支援を行う中立的な第三者のこと。